

令和 5 年

# 富岡町議会会議録

第 4 回 定例会

9 月 19 日開会～ 9 月 20 日閉会

富岡町議会

## 令和5年第4回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 9月19日（火曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	2
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○説明のため出席した者 .....	4
○事務局職員出席者 .....	4
開 会（午前 9時00分） .....	5
○開会の宣告 .....	5
○開議の宣告 .....	5
○議事日程の報告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	6
○会期の決定 .....	6
○諸報告 .....	6
○議案の一括上程 .....	12
○提案理由の説明及び一般町政報告 .....	12
○一般質問 .....	15
安藤正純君 .....	15
佐藤啓憲君 .....	30
高野匠美君 .....	40
渡辺正道君 .....	54
○散会の宣告 .....	66
散 会（午後 3時06分） .....	66

### 第2日 9月20日（水曜日）

○議事日程 .....	69
○本日の会議に付した事件 .....	70
○出席議員 .....	70
○欠席議員 .....	70
○説明のため出席した者 .....	70

○事務局職員出席者 .....	7 1
開    議    （午前 9時00分） .....	7 2
○開議の宣告 .....	7 2
○議事日程の報告 .....	7 2
○会議録署名議員の指名 .....	7 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	7 2
○委員会報告 .....	1 1 6
○動議の提出 .....	1 1 9
○閉会の宣告 .....	1 1 9
閉    会    （午後 2時14分） .....	1 1 9

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和5年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和5年9月19日（火）午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会広報特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

7、原子力発電所等に関する特別委員会視察研修報告

日程第4 議案の一括上程

報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第1号 令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第36号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4 1 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 2 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 1 0 号 令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
認定第 1 号 令和 4 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 令和 4 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 令和 4 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 令和 4 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 令和 4 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号 令和 4 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 令和 4 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号 令和 4 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 3 6 号 令和 5 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 3 7 号 令和 5 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 3 8 号 令和 5 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 3 9 号 令和 5 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 0 号 令和 5 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 1 号 令和 5 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 2 号 令和 5 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

7、原子力発電所等に関する特別委員会視察研修報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
認定第1号 令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第8号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第36号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）  
議案第37号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第38号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第39号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第40号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第41号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第42号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

---

○出席議員（10名）

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 堀本典明君 | 2番  | 佐藤教宏君  |
| 3番 | 佐藤啓憲君 | 4番  | 渡辺正道君  |
| 5番 | 高野匠美君 | 6番  | 遠藤一善君  |
| 7番 | 安藤正純君 | 8番  | 宇佐神幸一君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 高橋実君   |

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

参議事 兼 議兼 議庶	事務局 局長 主任 係長 局長 主任	小林元一 杉本亜季 高橋優斗
----------------------	-----------------------------------	----------------------



開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○議長(高橋 実君) 諸般の報告の前に、今回町長並びに両副町長が新型コロナウイルスに感染したことについて、議長として申出いたします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されましたが、その感染症の脅威がなくなったわけではなく、お盆以降感染者数が増え続けております。町政執行の責任者として新型コロナウイルス感染拡大の防止を徹底するとともに、緊急事態に備えた執行体制を確保するよう求めます。

町長。

○町長(山本育男君) このたびは私の新型コロナウイルス感染で皆様にご迷惑をおかけし、また町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたこと、大変心苦しく思っております。本当に申し訳ございませんでした。

ただいま議長よりご指摘いただいたことを真摯に受け止めまして、そして今後もコロナウイルスの感染症が拡大しないように、防止を徹底してまいりたいと考えております。また、今議長より指摘あったように、緊急事態の執行体制が確保できますように、今後対策をきっちりとしていきたいと思っております。今後ともひとつよろしく願いいたします。本当に申し訳ありませんでした。

○議長(高橋 実君) 暫時休議します。

休 議 (午前 9時02分)

---

再 開 (午前 9時02分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

---

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月7日の議会運営委員会において審議をしていただき、当初は9月12日から14日までの3日間とする旨の答申を受けておりましたが、町長より本定例会の招集日時の変更についての通知を受け、9月11日に議会運営委員会を開催し、審議をしていただきました。その結果、会期は本日から21日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和5年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和5年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、双葉地方広域市町村圏組合に係る令和4年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書併せて富岡町社会福祉協議会等諸団体の決算の報告がありましたので、配付させていただいております。御覧いただくようお願いいたします。

さらには、陳情書1件を受理し、この写しを委員会報告書の88ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

最後に、会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても、文書をもってお手元に配付させていただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（高橋 実君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 佐藤 啓 憲 君

4番 渡辺 正道 君

の両名を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から21日までの3日間と決定いたしました。

---

#### ○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査報告をいたします。

5 監第9号、令和5年9月19日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和5年5月（令和4年度5月分・令和5年度5月分）・6月・7月。

(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和5年6月20日・7月20日・8月21日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読は省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） おはようございます。報告第21号、令和5年9月19日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 9月定例会の会期及び日程について、(3) その他、①一般質問について、②陳情について、③議員派遣報告について、④その他。第2回、(1) 9月定例会の会期及び日程の変更について。

2、審査の経過。回数、第1回、第2回、日時、令和5年9月7日午前8時45分、第2回は令和5年9月11日午前9時50分、場所、第1回、富岡町役場第一委員会室、同じく第2回、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同課課長補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案審議について。9月定例会に町長提出予定の議案等の内容に

ついて、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、諮問案件1件、決算の認定案件8件、補正予算案件7件、合計17件。(2) 9月定例会の会期及び日程について。9月定例会の会期日程については、会期を9月12日から14日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3) その他。①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情1件について、議会事務局長より説明を受けた。③議員派遣報告について、議員派遣報告2件について、議会事務局長より説明を受けた。④その他。第2回、(1) 9月定例会の会期及び日程の変更について。9月定例会の会期日程の変更について、町長より台風13号の豪雨災害の影響による被害調査及び新型コロナウイルス感染拡大予防を図るため、地方自治法第101条第8項の規定に基づき9月定例会の会期及び日程の変更の通知がなされ、審議した結果、会期を9月19日から21日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(2) その他。

以上です。

○議長(高橋 実君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長(高野匠美君)登壇〕

○議会広報特別委員会委員長(高野匠美君) おはようございます。報告第22号、令和5年9月19日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1) とみおか議会だより第215号の編集について、(2) その他。第4回、(1) とみおか議会だより第215号の最終校正について、(2) その他。

2、審査の経過はお読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1) とみおか議会だより第215号の編集について。とみおか議会だより第215号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、こども園・小・中学校合同運動会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、夜の森駐在所に配属となっている双葉警察署巡査部長の鈴木正文氏から寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第215号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1) とみおか議会だより第215号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めましておはようございます。報告第23号、令和5年9月19日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年5月・6月・7月分）について、2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（2）多核種除去設備等処理水の海洋放出の開始について、（3）その他、3、その他。

2の審査の経過は、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和5年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。議員からは、通報内容のその後の報告についての質疑が出された。2、（1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、設備の損傷等で汚染水や放射線量の増加につながる可能性についてや廃炉作業等で発生した固体廃棄物の保管方法等に関する質疑が出された。（2）多核種除去設備等処理水の海洋放出の開始について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、分析結果の表記方法や賠償に関する範囲等の要望が出された。（3）その他。第5次追補賠償の進捗や、誤送付に関するフォローの状況について、東京電力ホール

ディングス（株）より説明を受けた。議員からは、オペレーターや審査をする職員の教育の徹底と、賠償に係る手続について町民の負担が減るような仕組み等について要望が出された。3、その他。終わります。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会において視察研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第26号 令和5年9月19日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。視察研修報告書。本特別委員会は、付託された事件について視察研修を実施したので、報告いたします。

原子力発電所等に関する特別委員会視察研修報告書。1、目的。当町に立地している東京電力（株）

福島第二原子力発電所においては、福島県、楡葉町及び当町より安全協定に基づく廃止措置の実施に係る事前了解を得たことで、核燃料物質の汚染除去作業に着手し、廃止措置を実施しているところだが、廃止措置計画において、発電所構内に乾式貯蔵施設を設置し、使用済み燃料を一時保管することで廃止措置を円滑に進めることとなっている。計画では2027年には乾式貯蔵施設を竣工させ、原子炉本体の解体に向け、約半数の使用済み燃料を構内の乾式貯蔵施設に搬出を開始し、残りの使用済み燃料の搬出も含め、2043年までに全ての使用済み燃料を使用済み燃料プールより搬出する予定としていることから、使用済み燃料の保管について理解を深めなければならないと考えた。そこで、青森県むつ市にあるリサイクル燃料貯蔵（株）及び同県六ヶ所村にある日本原燃（株）の施設を視察することで、乾式貯蔵とはどのようなものなのか、また使用済み燃料はどのように処理されていくのかを現地で体感し、学ぶことで、今後の議員活動に資することを目的に視察研修を実施した。

2、視察研修日程。令和5年6月28日（水曜日）から30日（金曜日）までの3日間。

3、視察研修日時、場所及び内容。日時、令和5年6月28日（水曜日）から30日（金曜日）、場所、日本原燃（株）原子燃料リサイクル施設ほか（青森県六ヶ所村）、リサイクル燃料貯蔵（株）リサイクル燃料備蓄センター（青森県むつ市）、内容、①日本原燃株式会社の施設視察について、②リサイクル燃料備蓄株式会社の施設視察について。

4、参加者。9名。

5、所見。最初の視察先である日本原燃株式会社は、青森県六ヶ所村に所在し、「原子燃料サイクル」の確立を目的とした会社である。「原子燃料サイクル」とは、ウラン鉱石から原子燃料を製造し、原子力発電所で発電した後、使用済み燃料を再処理して再び原子燃料を製造するという一連のサイクルのことであるが、これらを実現するためにウラン濃縮、放射性廃棄物の貯蔵管理や埋設を実施するとともに、使用済み燃料をリサイクルするための再処理工場及びMOX燃料工場の操業開始に向け、現在取り組んでいる。まだ稼働していない再処理工場及びMOX燃料工場については、2024年度には工場が竣工することとなっている。東日本大震災に係る原子力発電所の事故もあったことから、安全対策には力を入れており、竜巻対策のための防護ネットの設置や、万が一の重大事故に対処するための訓練を繰り返し実施しているとのこと。次の視察先であるリサイクル燃料貯蔵株式会社は、青森県むつ市に所在し、原子力発電所から発生した使用済み燃料の貯蔵及び管理を目的とした会社である。使用済み燃料をキャスクと呼ばれる金属製の貯蔵容器に入れ、リサイクル燃料備蓄センター建屋に保管し、管理することとしている。現在は安全対策工事中であり、キャスクの保管開始には至っていないが、2023年度中には事業開始する見込み。もう一棟建屋を建設し、合計で5,000トンのキャスクを貯蔵する建屋は、発熱するキャスクを冷却するため、自然対流による空冷式の建屋となり、電源等不要な造りとなっている。こちらの施設も安全対策に余念がない。キャスクにおいても、使用済み燃料の集合体をしっかりと閉じ込め、放射線も適切に遮断。臨界することを防止する機能を備え持つ実績のあるキャスクを使用。建屋もキャスクの表面温度や放射線量を常時監視できる設計となっており、

電源喪失時や津波時の対策についてもしっかりと取り組んでいる。本施設はあくまでも中間貯蔵施設であり、最長で50年間貯蔵できる施設であるが、原子燃料サイクルを循環させるためには、使用済み燃料を一時保管できる本施設は、重要な役割を担っている。今後、東京電力（株）福島第二原子力発電所の廃止措置計画遂行に向け、町内に設置される乾式貯蔵施設に使用済み燃料を一定期間保管しなければならないことから、視察した当該施設の重要性は明らかで、まだ実現されていない「原子燃料サイクル」が確立されることは、町外への早期搬出への第一歩であると考えます。

以上、原子力発電所等に関する特別委員会視察研修所見とする。

終わります。

○議長（高橋 実君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

#### ○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

#### ○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。「歳月人を待たず」と申しますが、早いもので盛夏も過ぎ、9月を迎え、今年度も下半期に差しかかろうとしております。本年度において実施しております各種事業の目的がしっかりと達成されるよう全職員一丸となって努めてまいりますので、議員の皆様の引き続きのご理解とご協力、そしてご指導をお願いいたします。

初めに、今月8日から9日における豪雨災害により被災された皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。関東地方から東北地方の太平洋沿岸の地域において、後に熱帯低気圧に変わった台風13号の影響により、かつて経験したことがないような大雨に見舞われ、特に多くの町民の皆様が避難生活を送るいわき市では、河川の氾濫などにより甚大な被害が発生しております。いわき支所では、9日土曜日の午前中から被災地域にお住まいの町民の皆様にご連絡し、状況の確認と必要な支援の把握に努めているところであります。これまで多くの町民の皆様をお迎えにいただいた地域で発生した災害でありますことから、町といたしましては災害派遣要請に応じた職員の派遣を通じて災害復旧に積極的に



ご協力するとともに、生活再建の一助として証明書交付手数料の減免措置を実施しております。今後においても被害の状況を見極め、本町が取り得る支援をしっかりと検討してまいりますことといたしますので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、町内におきましては、大雨洪水警報に加え、土砂災害警戒情報が発令され、町道2か所で土砂崩れが発生しましたが、通行止めの措置を行った上で速やかに復旧作業を完了しております。

地球温暖化の影響などにより、近年では全国各地で豪雨災害が頻発しております。災害発生以降、義援金や職員の派遣により多大なご支援をいただいていた福岡県久留米市においても、7月に豪雨災害が発生したことから、8月25日に当町から義援金をお送りしております。また、秋田県秋田市においても、7月に豪雨災害が発生したことにより東北各県に支援要請がありましたことから、これに応じて家屋の被災調査業務に従事するよう、出納室の高木係長を5日間現地に派遣いたしました。本町の職員が被災自治体の災害対応に携わることにより、町外において被災された町民の皆様へのご支援につながるものと、共助の精神を大切に今後も可能な限りの対応をしてまいりたいと考えております。

次に、先月22日に開催された関係閣僚等会議において、多核種除去設備等処理水の海洋放出を24日から開始することが決定され、同日より海洋放出が実施されました。この決定を受け、23日には東京電力の小早川社長が来町し、政府の判断並びに要請を厳粛に受け止め、今後最大限の緊張感を持って放出開始に向けた準備を速やかに進めるとの決意を表明されました。福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全、着実に進めるためには必要な措置であることは承知しておりますが、町といたしましては今後も引き続き地域住民をはじめとした関係する皆様へ廃炉の現状や安全対策等の取組を丁寧にご説明いただくとともに、安心、安全な暮らしを続けていくことができるよう関係する皆様の声に真摯に向き合い、しっかりと受け止め、そして廃炉を進める実施主体として責任を果たすよう強く要請いたしました。また、人為的なミスや見落としなどは言語道断であるとお伝えしたところであり、町といたしましても今後の状況等を注視してまいります考えであります。

それでは、令和5年第4回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、帰還困難区域の再生に向けた取組について申し上げます。先月25日の富岡町役場正庁、26日のいわき地区多目的集会施設、27日の郡山市ビッグパレットふくしまの3会場において、第3回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会を開催し、延べ69名の住民の皆様にご参加いただき、面的な除染や全体の避難指示解除など様々なご意見を賜りました。さきの全員協議会の委員各位からのご意見も踏まえ、早期の避難指示解除、住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す特定帰還居住区域復興再生計画の作成に着手し、計画作成の進捗に応じて適宜議員の皆様への説明とご意見をいただくこととしておりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、震災以降、未除染のために災害復旧工事に着手できなかった小良ヶ浜地区の農業集落排

水施設の災害復旧事業について、復旧に必要な箇所の除染工程が明らかとなってきたことから、被災調査及び復旧工事の工程を前倒して実施することと計画し、令和6年度からの復旧工事に必要となる調査業務に着手するため、今定例会に調査業務に係る補正予算を上程しておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

次に、リフレ富岡跡地の利活用について申し上げます。リフレ富岡跡地の利活用につきましては、健康増進施設整備検討委員会から提案を受けた基本計画（案）と、意見書を基にこれまで検討を重ね、議員各位、行政区長会でのご意見、社会情勢や現下の町を取り巻く環境、将来的な町財政運営への負担などを十分に考慮した上で、買物環境を整え、住民の憩いと交流の場となる温浴施設を複合的に整備することとし、さきの全員協議会でご説明申し上げましたとおり、現在は施設コンセプトや施設利用者の範囲、これまでのリフレ富岡における経営面の課題も含めた分析などをはじめ、基本計画案の策定に向けた準備を進めております。本施設は、夜の森地区における生活と地域振興の拠点として住民の皆様にとっても納得感が得られるよう丁寧にスピード感を持って進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、新たな産業団地整備事業について申し上げます。新たな産業団地の整備につきましては、福島イノベーション・コースト構想の実現を下支えし、福島国際研究教育機構エフレイの波及効果を本町に誘導するために新たな産業の集積による雇用の創出に取り組む基礎とするとともに、これを足がかりとして小良ヶ浜地区、深谷地区全域の避難指示の解除、そして再生へとつなげてまいりたいとの考えの下、小良ヶ浜地区の避難指示が解除された区域において先行的に産業団地を造成することとし、基本計画の策定に着手しております。整備予定区域内で営農再開を希望する地権者もおられることから、地権者の意向を尊重しつつ丁寧に協議を進め、町内全域の復興、創生に向けた未来志向の取組が目に見えるものとなるよう一丸となって真摯に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げます。

次に、この夏に開催されましたイベント等について申し上げます。8月2日の富岡駅前にぎわいフェス2023を皮切りに、小浜風童太鼓主催の富岡盆踊り、麓山の火祭りや富岡夏まつり2023など、合わせて約5,000人の方々が富岡の夏を彩る様々なイベントを満喫され、大盛況となりました。400年以上の伝統を誇る麓山の火祭りは4年ぶりの開催となり、燃え盛るたいまつを担いだ若者25人が故郷の復興と五穀豊穡を願い、「千灯、千灯」の掛け声とともに頂上を目指して駆け上がりました。この勇壮な光景を目にしなが、歴史ある伝統をしっかりと後世に継承しなければならないとの思いを新たにいたしましたところであり、当町への関心を喚起し、多様な交流のきっかけとする各種イベントが、町のにぎわいづくりと活性化に向け、町民の皆様をはじめ当町に心を寄せてくださる多くの方々が積極的に関わってつくり上げられたことを大変うれしく思うとともに、今後に大きな期待を抱くことができるものであると感じております。

また、7月14日にはとみおかアーカイブ・ミュージアムが、8月8日には地域交流館富岡わんぱく

パークがそれぞれ来館者5万人を達成いたしました。わんぱくパークには町内外からの大勢の子供たちが集まり、元気に遊ぶ姿は、町の元気につながるものと大変心強く感じております。また、アーカイブ・ミュージアムにも、当地域の成り立ちや震災、原発事故のありのままの記録などを熱心に御覧くださる多くのお客様にご来館いただいております、当町をより深く知っていただける入り口となっております。今後も各種イベントの実施や充実した各種施設の活用を通して、関心から交流、そして町づくりへの参画へとつなげていくことができるよう、当町に関心を寄せてくださる方々に積極的に情報を発信し、ひいては移住、定住につなげてまいりたいと考えますので、議員各位のご理解と力強い後押しをお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、報告案件1件、諮問案件1件、令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算をはじめ7特別会計の決算の認定案件8件、令和5年度富岡町一般会計補正予算をはじめ6特別会計の補正予算案件7件の計17件の議案等を提出しております。詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前 9時46分）

---

再 開 （午前 9時46分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

#### ○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、7番、安藤正純君の登壇を許します。

7番、安藤正純君。

〔7番（安藤正純君）登壇〕

○7番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問順次質問させていただきます。

大きい1番、リフレ富岡跡地の利活用について。（1）、6月定例議会の一般町政報告において町長から、今年度は施設の規模感や運営のコンセプト等をしっかり検討し、跡地の利用計画や収支計画等のビジョンを明示するとの発言がありましたが、町執行部内議論の進捗状況を伺いたい。

（2）、最適事業方式の選定について、令和5年3月時点で健康づくり課からの資料ではDB方式

で検討を進めているとあります。維持管理・施設運営を町が行うべきではないと思うが、町の考えを伺いたい。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。(1)、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが本年5月8日以降2類から5類へ移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染状況を示すデータは全数把握から全国5,000の医療機関からの報告を基に公表する定点把握に変わりましたが、町は流行の度合いをどのように感じ取っているか伺いたい。

(2)、高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い町民の方々へ何らかの支援策が必要ではないかと思うが、町の考えを伺いたい。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長(高橋 実君) 7番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(山本育男君)登壇]

○町長(山本育男君) 7番、安藤正純議員の一般質問についてお答えいたします。

1、リフレ富岡跡地の利活用について。(1)、6月定例会の一般町政報告において町長から、今年度は施設の規模感や運営のコンセプト等をしっかり検討し、跡地の利用計画や収支計画等のビジョンを明示するとの発言がありましたが、町執行部内議論の進捗状況を伺いたいについてお答えいたします。町は、夜の森地区における復興、暮らし、にぎわい健康の3つの視点で施設の整備や復興政策等を進めており、その全てに関わる重要な施設としてリフレ富岡跡地の利活用について検討を進めております。今年度からは地域における産業振興の視点を新たに加えた検討を進めており、さきの定例会にて避難指示が解除された夜の森地区における地域振興の拠点として、買物環境を整え、住民の憩いと交流の場となる温浴施設を複合的に建設、整備すると申し上げたところであります。現時点における検討の進捗としては、施設整備に向けた基本的な考え方を「暮らしに、「楽しみによる心の豊かさ」を」とした上で、主な施設利用者を想定しながら施設のコンセプトを固めるとともに、その考え方等について全国各地で温浴施設を営む事業者や建設に携わった事業者等の外部からの助言等を加えながら検討を進めております。また、旧リフレ富岡における成り立ちや経営状況等を改めて分析し、過去の経験からの学びを生かすことにより、今後整備する施設が未永く愛される地域の中核拠点となり、持続可能な施設の運営となるよう施設の基本計画等の策定を目指してまいります。

次に、(2)、最適事業方式の選定について、令和5年3月時点で健康づくり課からの資料ではDB方式で検討を進めているとある。維持管理・施設運営を町が行うべきではないと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。町は夜の森地区の中核拠点となる施設を早期に整備するため、基本設計後に設計施工一括発注方式で整備を進めることが適切であると考えており、並行して指定管理者制度を活用し、施設の維持管理と運営する事業者を選定することを想定しております。しかしながら、温浴施設経営を手がける事業所等からは、施設の維持管理や運営にたけている事業所の意見を

参考にしながら設計に着手したほうがよいとの助言をいただいております。さきの健康増進施設整備検討委員会でも議論された設計・施工・維持管理・運営一括発注方式も再度検討しなければいけないと考えております。いずれにいたしましても、その業にたけている事業者のノウハウが施設の健全な運営に資することに変わりはなく、町内で暮らす町民の皆様方へのよりよいサービスの提供には民間の力を最大限活用させていただくことが大切と考えております。町といたしましては、将来的な町財政に施設の維持管理経費が負担とならないよう、施設運営の面からもしっかりと検討してまいります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症対策について。(1)、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが本年5月8日以降2類から5類へ移行したことに伴い、新型コロナウイルスの感染状況を示すデータは全数把握から全国5,000の医療機関からの報告を基に公表する定点把握に変わりましたが、町は流行の度合いをどのように感じ取っているか伺いたいについてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、現在全国の約5,000の医療機関、県内においては82の定点医療機関から週ごとの感染者数が報告されております。県内におきましては、位置づけが変わった本年5月8日の週において1医療機関当たりの報告数は週当たり3.15人でしたが、8月28日の週には1医療機関当たりの報告数が週当たり27.62人となっており、この報告から感染者の数を推測すると昨年の第7波や第8波のピーク時と比較して約6割に達していると思われまます。特に本町を含む相双地区においては1医療機関当たりの報告数が39.33人となっており、また町内の医療機関からも感染者が増えているとの情報もあることから、本町における感染状況については第7波や第8波のピーク時に至っているものと懸念しております。なお、国内や県内の感染状況につきましては、国、県のホームページや報道機関等から町民の皆様へ情報提供されているところでありますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行された経緯も踏まえながら今後も町内の医療機関からの情報を収集するとともに福島県からの報告を注視し、町民の皆様には通常的生活、活動を維持するため、新型コロナウイルスにかからない、うつさないことに対し、これまでの基本的感染対策や新型コロナウイルスワクチン接種が有効であることをご認識いただき、場面に応じた感染対策を引き続きお願いしてまいります。

次に、(2)、高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い町民の方々へ何らかの支援策が必要ではないかと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。現在、日本で進められている新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症予防に対し高い効果が認められており、加えて重症化予防の効果も確認されております。新型コロナワクチン接種は、全ての年代の方に対して接種が開始されてから、昨年度までは接種を受けるよう努めなければならないという努力義務とされておりました。今年度からは、65歳以上の方、基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い方に対する予防接種に限り引き続き努力義務となっており、それ以外の方に対する予防接種は努力義務から除外されております。接種にかかる費用につきましては、今年度の接種においてもこれまで同様、接種可能な全ての方に対し無料となっております。町では、本年5月8日開始の令和5年春開始接種において、重症化リスクの高い65歳以上の方や基礎疾患を有する方に対し、発症予防効果など

のワクチン接種のメリットが副反応などのデメリットよりも大きいことをご理解いただいた上で、ご本人の意思に基づきワクチン接種を実施してまいりました。今月から開始される重症化リスクの高い方も含めた生後6か月以上の全ての方を対象とする令和5年秋開始接種におきましても、町民の方に対しワクチン接種のメリットをご理解いただき、接種を希望される方が町内や現在お住まいの市町村でスムーズにワクチン接種ができるよう接種体制の整備に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 10時10分まで空気の入替えのため休議します。

休 議 （午前10時00分）

---

再 開 （午前10時10分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

そして、再質問に入ります。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、（1）からやります。11月26日、いわき地区多目的集会施設で行われた町政懇談会において、町長から、規模は縮小する方向、お風呂は10名程度入れる広さ、また直売所を設けて10億円程度の規模と発言がありました。10億円の根拠についてお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご質問ありがとうございます。

まず、私からは、10億円というその積算根拠等々について、その後という形ではありますが、町政懇談会以降の話ではありますが、調べさせていただきましたので、述べさせていただきたいと思います。昨年度であります、常任委員会において、大体施設は1,000㎡程度、それから敷地全体を駐車場、それから芝生という考えの中で、大体そのぐらいの金額で収まるだろうという結果で報告をさせていただいたところであります。加えて、産業振興課にバトンタッチになってから様々調べさせていただきました。一般的な話で申し訳ございません。こちらから申し上げますと、例えば買物環境となれば多くの方々利用されているコンビニ経営関係でいくと、大体建物が60坪程度200㎡。それから、温浴施設関係だと一般的であります、建物全体が大体500㎡という形になっておりますので、前回常任委員会で説明させていただいたとおり、1,000㎡程度というのは適切な数値ではないかと考えております。となりますと、そこで建設費関係を積算していくと大体そのくらいになるのではないかと考えてございますので、こちら答弁に代えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 産業振興課長の答弁なのですけれども、私は実際に発言した方が町長ですから、私は町長に直接聞きたくて質問をしております。建物の棟数とか、面積とか、あとは例えば温浴施設は別棟なのか、同じ棟に入っているのか、そういったものも含めて直接町長の口から答弁してく

ださい。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） ご質問ありがとうございます。10億円程度と申し上げましたが、あの当時私の頭の中では、今産業振興課長からあったような考えの下、大体その程度の金額で収まるのではないかという考え方の下に発言しております。その前に、最初のリフレ富岡を建設当時の30億円とか、それから前回基本計画に上がってきた22億円でしたっけ。その数字から比較すると約半分ぐらいの金額で建てることができればいいのかと考えるとあります。説明になっていなくて申し訳ありませんが、以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長、そうすると、棟は1棟の中にコミュニティーとか、温浴とか、買物とか、そういったものを全て入れるという考えなのか、その辺も聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） その辺についても今いろいろ各課と相談しながら、分棟がいいのか、まとめて一つの建物がいいのか、それでコスト的にどっちが安いのか、高いのかとか、そういった比較を今後していきたいとは考えております。今のところ、現実的にはどうだという話にはまだなってございません。今やっと設計段階というか、そう今考えているところありますので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 令和2年12月、健康増進施設整備検討委員会から町へ施設整備基本計画書の提出がありました。その基本計画の概要は、(1)が健康、買物、交流、(2)、面積等2,300㎡、(3)、利用者年間約7万人、(4)、建設費22億円、(5)、管理費年間約1億円と記されています。この資料を基に本年4月26日に開催された令和5年度富岡町行政区長会において産業振興課長より説明されておりますが、さきに述べた町長発言と一致していないのではないかと考えますが、その辺の町長発言との差、これについて答弁をお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、行政区長会で説明させていただいたのは、令和2年にいただきましたその基本計画案という形を述べさせていただいたところでありまして、こちらはこうでしたという報告という形であります。ですので、町長の考え方、それから基本計画の考え方というのとはずれがあるのはこれは当然といえば当然であります。この考え方をもって皆さんどのようにお感じでしょうか、お思いでしょうかという形で問わせていただいたところあります。結果として、その施設規模約2,300㎡といっても、具体的にどのくらいかということがイメージがつかみにくい部分があるかと思いましたので、例えば2,300㎡といえば総合体育館2つ分ぐらいですという話をさせていただ

くと、さすがにそこまで大きくなくてもいいのではないかというご意見をいただいたところであります。こちらの計画はこれがベースとなりながら、今これ基本計画作成するに当たる教科書的な存在でこれから進めていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 先ほども町長では考え中ということで、全く決まったような感じがないのですけれども、ただ行政区長会に出席した区長さん方から私もいろんな意見を聞きました。そうすると、やはり町から資料をもって説明を受けた、今課長報告と言いましたけれども、当人、区長たちから見ると町はこのような考えで計画を進めていると捉えております。ですから、こんな大きいと捉えておりますので、先ほどの町長の10億円と基本計画の22億円では町執行部の中で調整が行われていないのではないかと私は感じましたので、その辺はやはり外部に情報を発信する場合には決定したものを発信してもらいたいと。やはり調整が終わっていない段階で発信してしまうと、それは後で混乱を招く、そのようになると思います。

そこで、基本計画の概要ただし書に「再生のシンボリックな施設、町民が集える施設として希望すると。ただし、施設整備が将来的な町財政を圧迫する事態を求めない」と記されていますが、町からの補助金がどれくらいだと圧迫とを感じるか、具体的な数字を教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、冒頭議員からご指摘いただきました町執行部内の情報コントロール関係のこの調整については重く受け止めまして、しっかりとこれから精査をしていきたいと考えてございます。

言い訳がましくなりますが、令和2年時点ではこうだった、今年度に入ってはこうだったという形でちゃんと説明したつもりであります。その一片を切り抜かれるような形で受け止められることも致し方ないと思っております。この点については再度注意しながら、しっかりと説明責任を果たすという形でやらせていただきたいと思います。

それで、今ほどご質問いただきました意見書等においては、後世に逼迫にならないようにしっかりと、いわゆるランニングコストという部分になるかと思いますが、そこをどうだと、具体的な金額という形になりますが、こちらについてはこのリフレ富岡跡地に建てる、整備しようとする建物以外にも公共施設等々がございますので、町財政のバランスというものが必要かと思っております。具体的に幾らだからよしかいというのはなかなか難しいところではあります。こちらのところについてはこれから様々基本計画等でシミュレーションしていく中でお示しさせていただき、また議員とも相談をさせていただくような中で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 住民課長にお尋ねします。

富岡町の令和4年8月1日、令和5年8月1日現在の届出人口は何名か教えてください。



○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） ご質問いただきました令和5年8月1日の富岡町の町内居住者につきましては、2,226名となっております。令和4年の8月1日は2,026名で、1年後、令和5年8月1日で200人増の2,226名となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町災害復興計画（第二次）の目標は3,000から5,000人を大きく下回っています。さらに、隣接する町村、大熊町、川内村、榎葉町の令和5年8月1日現在の人口も教えてください。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 本町と隣接します榎葉町、川内村、大熊町のそれぞれ令和5年8月1日の町村内の居住者数につきましては、榎葉町が4,346人、川内村が1,928人、大熊町が575人、4町合わせますと9,075人となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町を入れて9,075名、1万にも及んでおりません。こういった近接町村の人口を見ても、これらを総合的に判断しても人口密度に対して温浴施設の供給過剰となり、計画には無理が生じるのではないかと思います。その辺は町はどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど住民課長より、隣接する自治体の人口等ありました。この件に関してであります。1年間で約400人増という形であります。それは富岡町に限らず、榎葉町、大熊町、川内村、全部集めて400人増であって、富岡町はそのうちの半分の200人増という形であります。となりますと、富岡町の伸びというのはまだまだあるのだろうなと考えてございます。

一方で、今、3町1村加えても1万人以下の中で、温浴施設というのは過剰ではないかという形ではありますが、郡内の温浴施設関係のことも調べさせていただきました。震災前は、民間も含めていくと8町村の中で30もの施設がございます。当町においても岩井戸温泉という部分がありましたので、それらが含まれております。震災後においては、官民間問わず数えますと郡内で今9つの施設がございます。うち、6施設が自治体がやっているという部分であって、やはりこちらのにぎわいという部分については温浴施設の一つの手段として有効的であろうという形だと思っております。詳しく申し上げますと、各自治体には必ず1つという形であって、これが乱立しているのではないかという形には見えるのですが、実は利用する方々が自分の好みに合ったところに行けるという部分も一つのメリットかと思っております。自分の好みがどこにあるかということはそれだけこの地域にお金落とすという形でありますので、この点で説明をさせていただければと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町が行った温泉井戸の現状についての調査結果によると、地震によって温泉井戸に軽微な損傷はあるものの、利用に支障を来すものではない。さらに、掘削当初と比較して揚湯温度が46.5度から33.8度へ10度以上下がっていると報告がされておりますが、沸かすための経費はどのように考えておりますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどありましたとおり、既存の井戸、泉源関係から出てくると、確かに調査の結果では40度台から30度台に大幅に減っているという部分があります。これはまだ復旧はしておりませんが、管の亀裂等々があって地下水が入ってきているのではないかと、臆測ではありますが、そのような形であります。こちらを復旧するとまたどのような形で温度が上がるかということもまだ未調査でございますし、さらにこの温度を上げるという部分はかなりの燃料を食う部分だと思っています。燃料が今高騰しておりますので、具体的にこの30度台からお風呂に適する温度まで持っていく、またはレジオネラ菌の消毒関係で考えていくとどのくらいかかるかということはまだシミュレーションしてございませんので、後ほど、また後日改めてその点については精査をさせていただければと思っております。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時26分）

---

再 開 （午前10時27分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今、燃料も高くなっておりますし、かなりの金額になるかと思うので、あとシミュレーションができましたら報告してください。

9月7日の全員協議会において町が行ったヒアリングの説明がありましたが、気になった点についてお尋ねいたします。なお、各議員から出された質問と重複する部分もありますが、この点をご容赦ください。

温浴施設を経営している複数の経営者から施設のコンセプト等の意見を伺ったところ、地域住民に絞った考えは経営面から見て堅実という答弁をもらっております。そこで質問いたします。施設の利用者、つまり商圈の範囲をどのくらいに考えているのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、この施設は、今ほどから述べておりますが、買物環境だったり、温浴施設だったりとかしますので、そちらを含めたコンセプトという形でご認識いただければと思っております。

その中で商圈となっていくと、やはり富岡町民が元気にならなければというコンセプトでありますので、まず町民が主体だと考えてございます。加えて、いい温浴施設だと隣接する自治体からも足を運んでいただけるという部分があります。ベースになるのがまず町民であって、そのほか近郊の自治体から来ていただく、あるいはイベント等で来た方々についてという言葉が一番よろしいかと思いますが、その方々を見ているという形であります。現実といったものはベースとして最低何人ぐらいは入らさうというところを基準としながら財政シミュレーションやったほうがいいということでご意見等いただいたところであります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 富岡町民とか近接町村とかという話ありましたけれども、近接町村にはやはりそれぞれ温浴施設持っていますし、これあくまでも参考なのですけれども、首都圏で成功している事業者なんかの発言によりますと、1キロ圏内が全体の約8割、1キロを超えると約2割、これやはり湯冷めとか、車で行くまでもないとか、そういった関係もあるのかなと思うのですが、課長答弁だと商圈の範囲を広く取り過ぎてているのかなと考えますので、そこは考え方の違いもありますから、あとは1日当たり、先ほどの基本計画では年間7万人という推定ですけれども、7万人を年中無休で計算すると190人くらいになるのですか。課長、富岡のこのリフレの跡地利用の温浴は、大体どれくらいの1日当たりは見込んでいるのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 施設の規模等々についてまだお示しできない部分があるかと思いますが、隣接する自治体から1日当たりどのくらい利用されているかという部分は調査をさせていただいたところであります。財政の面でご懸念されている部分がありますので、しっかりとシミュレーションしますけれども、一番低い入り込み数を決めてそこからシミュレーションしていくと健全な部分が出てくるかと思っています。例えば隣の町村だと、日当たり20人でどのくらいこの財政シミュレーションができるかということもシミュレーションやったりとかしておりますし、そこ一応ベースになるのかなと思っていますので、20人となれば町内居住人口が今2,200人となっていますが、その1%が利用するという具体的な数字になっていくかと思っています。20人がいいかどうかというのは、別としてその部分はシミュレーションしていきたいと思っています。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり入湯料を幾らに設定するかにもよりますけれども、大体銭湯なんかで500円前後とか、そういったことになれば、20人だとやはり1万円前後くらいが売上げになるのかなと思うのです。そういったときに、やはりくみ上げたのが33度で、それを温めたり、人件費だったり、あとは病原菌対策だったり、いろいろ考えるとほとんど利益の出ない、そういった施設になるのかなと思います。

それでは、質問続けますけれども、その他において施設運営事業者に対し進出意向はあるかと伺っ

たと。それに対して結果は、自ら進出することはない。ただし、関心はあると。この関心はあるという発言を課長はどのように受け止めましたか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） その他という形で、産業振興課は企業誘致もさせていただいている部分があり、その部分について私から直接お伺いしました。まず、進出するにはその社の考えがございいます。例えば何世帯があつて、何人がいて、年齢層、性別等を分析し、その中ででは私たちは行きましようというのが普通のマーケティング調査だと伺っています。その中で、今その社の方針に合っているかどうかという部分を話を聞いたところ、残念ながらこの富岡町の状況、それから郡内の状況を見ても進出するというのは厳しいですと。ただし、富岡町がこうやって心がけていこうという部分については非常に関心がある、参画したいなという興味は持っている、条件が合えば参画したいなということをご意見いただいたので、その関心という形でまとめさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私が気になったのは、自ら進出することはない、やはり民間事業者であればマーケティングから入りますから、当然商売になるかならないかその辺考えますので。ただ、その関心はあるというところなのですけれども、やはり自ら設備投資してまでの進出はないけれども、町が何らかの補填、指定管理制度とか、そういった中で損はさせないよと、そういうことをしてくれるのであれば行ってもいいよと、私はそんなふうに捉えたのですけれども、町はそのような捉え方はしませんでしたか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員お見込みのとおりであります。私どももそのように受け止めてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、参考までご紹介させていただきます。近年、健康ランド、スーパー銭湯といったレジャー志向の強い浴場が人気を集めておりますが、いわき市内にありました全国的にも有名な温浴施設が8月31日をもって閉店になりました。原因は、新型コロナ対応で敬遠された、燃料の価格が上がったのが一因とありました。

これはもう一つは、厚生労働省発表なのですけれども、1980年1万5,696店あった公衆浴場は2018年には3,535店、78%減の22%に減少した。その背景には、家庭内にある風呂が普及したことであると厚生労働省は発表しております。これは、参考までご紹介いたします。

そこで、町長に質問いたします。将来において集客力も上がらず、ランニングコストのみならず、施設の修繕、空調設備やくみ上げ井戸の老朽化も進み、また度重なる地震による不具合の発生等による多額の財政負担も想定されます。温浴施設は絶対に駄目と考えて申し上げているのではなく、居住人口が3,000人くらいとなり、町税収入が豊かになってからでもよいではないかと思いますが、町長

の考えを聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 夜の森地区において、にぎわいをつくっていくという考え方で、そのためにはこういった買物環境を整えたり、それから娯楽関係、それから温浴関係など、シンボリックなものを夜の森地区に造って、そこで集客を含め、それから機関と移住の促進を図っていきたいという狙いのためにこういった施設をつくりたいという考えであります。

それから、将来的な財政につきましては、これは本当に財政負担にならないように、極力その点を検討しながら、注意しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 関係する原課で、この場を借りて補足したいという課長はいますか。

では、私から指します。健康づくり課長、住民の健康関係を考えてときの答弁でいいです。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 夜の森地区のにぎわい、発展のために何かしら買物環境等の施設、そういった施設は必要であると私どもでは考えているところでございますが、当然過度な施設になっては将来の財政負担につながるものと考えるところでございます。住民の健康の観点からも、そういった元あった施設、それに近いものというのはやはり将来的には必要になるものとは考えますけれども、まずは夜の森地区のにぎわいという居住人口の増、その辺りを目指してこれ必要である施設かなとは考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 復興計画におきまして、人口が4,100人としているこの計画において、2017年の避難指示解除から6年経過し、初年度につきましては430名増えておりまして、先ほどありましたように最近200人年間増えているというような状況でございます。こういうどちらかという帰ってきている人数が当初に比べて若干下がってきているということについてはデータが示しておりますので、その点につきましては住民課も押さえているところでございます。将来的に4,100人になるのはいつなのだというような集計もシミュレーションしておりますが、実際に今の現状では10年ぐらいかかるというような推計を住民課、私としてはしておる中でございます。今言いました起爆剤になるような施設をよしとしてやるのか、待つて何もせずにいるのかということについてはいろいろ意見が分かれるところと承知しておりますので、私としては今の現状だけを述べさせていただいて答弁とさせていただきます。

失礼します。

○議長（高橋 実君） 企画課長は産業課長と大体同じなの。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 企画課ではもうちょっと違う観点で、夜の森公園、夜の森つつみ公園、それと夜ノ森駅の東西の通路等々を使いまして、なお周遊できるような環境、それからもともと夜の森地区は優良な住宅地でもありましたので、何かの際に夜の森地区を訪れた方々が、その環境に触れて、少しでも興味を持っていただけるような環境を提供していきたいと考えております。そのためにまず来ていただくような施策を企画課では練っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長、管財の面で。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 管財、財政ということでよろしいですか。

○議長（高橋 実君） 財政。

○総務課長（志賀智秀君） 財政を預かる担当課長といたしましては、議員にご心配いただいているような後年度の維持管理費あるいは修繕費による財政負担ということが危惧されますが、住民福祉の向上に必要な施設を建設するという点についてはやぶさかではございませんが、その際にはやはり後年度の維持管理費等を考えていただいて、後年度の財政負担にならないような施設ということをお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長、私も夜の森のリフレのすぐそばにいた人間で、夜の森が発展してほしい。やはり富岡地区が先行して、夜の森地区がやはり解除が遅かったもので、遅れていることは認識しています。各課の課長さん方からも答弁ありましたけれども、あの夜の森のにぎわいを私はにぎわわないほうがいいなんて全然思っていませんので、そこは誤解を生まないでほしいのですけれども、やはり買物施設があつて、コミュニティーがあつて、それでさらに例えばシャワー施設ぐらいあつて、ソフト事業で人を呼んだときに、最近、サイクルツーリズムとか、あとは例えばオートキャンプとか、野外音楽とか、あとはスケートボードとか、そういった何かイベントとか、自宅の草刈りとか、そういったものでも構いません。やはり汗でびしょびしょになって、郡山、いわきの家に帰るまでに風邪を引いてしまうなというようなときに、いや、リフレ跡地にシャワーあるよと。シャワーとか、買物とか、あとは町民コミュニティー、それに反対するものではありませんので、ものすごくお金がかかるという雰囲気のある温浴は見合わせたらどうですかという私の主張です。

皆さんの意見を、今答弁聞きましたので、(2)に移ります。DB方式とDBO方式の内容について、簡単に説明をお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどご質問ありましたDBもしくはDBOという形になりますが、Dはデザインであつて、Bはビルドで、Oはオペレートであります。その英語の頭文字を取ってち

らの短縮した言葉であります、デザイン、設計をやって、それを建てていくのを一体的にやっていくDB、それからそれを運営も加わったのがDBOでございます。その2つの手法をもって、PFI的な発想ではあります、そのような形で進めているという形の手法でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） トータルサポートセンターとみおかを造った目的と、総工費と町からの持ち出しについて簡単に説明してください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） トータルサポートセンターですが、まず目的は、町民の集いの場であったり、それから特養に関しては安心して帰還のできる施設を造る、それから交流の場といったところでございます。総工費につきましては、特養とトータルサポートセンター合わせまして。とにかく初期の設計から始まって19.5億円というような数字でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） このパンフレットを読ませていただくと、施設はメディカルフィットネスカフェ、会議室、ワークショッブルームなどを備え、健康増進を目的とし、憩いの場、交流を提供するとあります。議論の温浴施設と目的において、一部私は重なるところがあると思います。町は、健康増進等において重なるところがあるとは考えませんか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど様々な施設がトータルサポートセンターの中に含まれており、これから整備しようとする部分と重複するのではないかとございまして、例えば健康という形に限らず、これから整備しようという部分は複合的に整備していくという部分なので、健康という視点から若干今までの考え方は異なる部分があるかと思えます。加えて、健康でいうと今ほどトータルサポートセンターに健康器具等々があったり、カフェだったりしますし、町内では民間の事業者の中でスポーツ関係を扱っているというか、解除間もないときから頑張って経営していただいている企業もございまして。

そのような状況でございますので、その部分をまた同じく整備しようという考えは持ってございません。複合的に整備していくという部分でまだ足りない部分を追加しながらやっていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長、補足あるならば。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 私担当しておりましたが、トータルサポートセンターでジムがございまして。そちらを利用をされた方に汗を流していただくように、二区画のシャワー室だけは造らせていただいております。ただ、入浴とまでは当時考えておりません、そちらで入浴施設というお風呂を設

けることはしませんでした。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、一部重なるということは、メディカルフィットネス、例えば足腰の弱い方にインストラクターのような方が一々丁寧に器具の使い方を指導するとか、そういった健康増進ということに総論に関してはかぶりませんか。温浴の部分がかぶるとは言っていません。そのところは勘違いしないでください。温浴に関しては、別に沸かしであればシャワーでも十分かなと私は考えますので、そのところは今後も主張してまいります。

このトータルサポートセンターとみおかの町からの持ち出し、年間どれくらいの持ち出しになるか、お尋ねします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 特養を除いたトータルサポートセンターということであれば、現在は年3,000万円の指定管理の委託料をお支払いしているところでございます。なお、この3,000万円につきましては、現在加速化交付金の対象となっておりますので、町の持ち出しという部分ではございません。ただ、加速化交付金の終了後につきましては検討していかなくてはならない財政負担だとは思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 時間も少なくなってきましたので、一般論として公共温浴施設を開発する本来の目的は地域活性化であり、公共性と収益性の双方を目指すものです。計画段階において詳細なマーケティングや運営計画の検討が必要と考えます。また、自治体の温浴施設の経営は、全国的にどのような傾向にあるか調査すべきです。現実をもっと直視し、推進する立場に都合の悪い調査結果でも議会に報告すべきと考えますが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご指導ありがとうございます。まさにマーケティング、それから運営関係、健康関係の調査という部分はしっかりとやらなければいけないと考えておりますし、そのつもりであります。現実をしっかりと見ながら、いいことばかりではなく、悪いこともという形でございました。これは、私もそのように思っています。確かな部分で確かな施設をつくっていくというのが務めだと思っておりますので、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 続いて、2番の（1）に移ります。基本的な感染症対策については、感染症法上の位置づけ変更と前では大きく変わりますが、主な変更点について説明をしてください。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 5月8日に2類から5類に移行した点の変更点ということで今ご



質問承った、そのように受け取りましたけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康づくり課長（黒澤真也君） 5類に移行したことに伴いまして、厚生労働省がこれまでは全ての感染者の報告を求める全数把握にしておりましたが、5月8日以降5類に変わってからは5,000の医療機関からの週1回の報告を基にした定点把握という報告の仕方では我々は感染の状況を把握することとなっておりますのでございます。

また、法律に基づいて行政が様々な要請、関与をしていく仕組みが5類に移行する前でもございましたが、5類になって以降は個人の選択を尊重して国民の自主的な取組をベースとした対応が変わっておるとところで、町民の皆様にはご自身やご家族が陽性になった場合を考えて日頃から検査キットであるとか解熱鎮痛剤等の備えをしていく必要があると変わってきておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 5類に変わってから、政府は個人や事業所の判断に資するような情報の提供をする、これもありますので、ぜひ国、県と情報を共有しながら、警報を発するなり、今こういう状況ですと、そういったことが分かるようなことを、情報の提供をお願いします。

厚生労働省からの今後の感染者数の推移を過去のデータと比較できるようにするため、1医療機関当たり平均患者数が棒グラフで発表されております。これは先ほど町長が答弁で述べたように、第8波のピークと比較して大体6割くらいのところに来ていると。相双地区は、それと同等くらいに来ていますと、そういう答弁がありましたので、危機感を持って見ているなということを私も理解しております。

そこで、これは町民からのお願いなのですが、相双地区は第8波と同じくらい流行しているにもかかわらず、ノーマスクでさくらモール辺りに環境省関係の作業員の方がお昼どきに買物に来ていると、そういう情報がありますけれども、町は指定管理者に対して物が言える立場かなと思うのですが、できるだけ出入りに「マスクの着用をしてください」という貼り紙とか、中に手指消毒用のアルコールを置いてもらうとか、やはり5類に移行しても病原菌が弱くなったとか、そういったものではないですから、やはり皆さんお盆とか、お祭りとか、4年ぶりに開催されたということでにぎわっていますけれども、その陰では警報を鳴らすのがやはり町の仕事ですから、そういうような注意も促すことも必要かなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） ただいま議員ご指摘ございましたとおり、なかなか町民の皆様には、そういった危機感というのが伝わりにくいような方向になっていることは間違いないところでございます。町では、国が示しております新型コロナウイルスの感染拡大時に住民に注意喚起する際の参考にしてもらう4つの目安というのがございまして、1つが医療機関が受診者数などを報告するシ

システムに外来が逼迫していると回答した割合が25%を超えたとき、それから感染者数が直近の感染拡大時に外来が逼迫していると回答した割合がピークとなる2週間前の数を超えたとき、あるいは入院者数がこれまでのオミクロン株による感染拡大時の半数を超えたとき、それに病床確保の使用率が50%を超えたとき、この4つの目安を示してございますが、それを注視しながら感染が拡大していると判断した際には、広報やホームページを活用しまして住民に新型コロナにかからないための基本的な対策を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） それでは、町が支援策としてやれることをやってもらいたいということで提案申し上げたいのですが、新型コロナウイルスの検査キットを発熱した方に無料でお届けする、あとは対応医療機関の案内、保健所と連携しながらの相談対応、それと最新の変異株に適応したワクチンであるかの情報の収集等挙げられますけれども、こういったサービスをやっていただけないでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 町としましては、できる限りの情報収集とか、それからできる限り町民に寄り添った形で、できることをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 検査キットの無料配布、これはぜひ検討してください。

あと、時間となりましたので、これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

暫時休議します。

休 議 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時05分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

〔3番（佐藤啓憲君）登壇〕

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、大きな1番、マイナンバーカードについて。（1）、行政の効率化や国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する目的でマイナンバー制度が導入されました。また、今年9月までのマイ

ナポイント事業の効果もあり、全国的にマイナンバーカードの普及が進んでいます。つきましては、これまでの取組と健康保険証利用申請、公金受取口座登録の状況はどのようになっているのか伺いたい。

(2)、このところ、各地においてマイナンバーカードに関するトラブルが発生し、個人情報の流出や健康保険証や通帳のひもづけなど、誤登録のトラブルが発生しています。国においても一連のトラブルを受けて総点検を行うとしていますが、住民の皆様からも心配される声が聞かれます。つきましては、トラブルの有無や対応された経緯等はあるのか状況を伺いたい。

大きな2番、農業振興について。(1)、カンントリーエレベーターが稼働し、来春には野菜集出荷施設が完成予定で、施設面では充実してくる一方、4月に解除された特定復興再生拠点を含め、震災から12年が経過し、遊休農地、耕作放棄地が課題になっています。除染後3年間は農業復興組合事業において農地管理をしていただいておりますが、その後いろいろな理由から「地権者個人では農地管理できないので、どうするか」という声も聞きます。つきましては、町の現状と今後の取組方針を伺いたい。

以上、大きく2点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。

1、マイナンバーカードについて。(1)、行政の効率化や国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する目的でマイナンバー制度が導入されました。また、今年9月までのマイナポイント事業の効果もあり、全国的にマイナンバーカードの普及が進んでいます。つきましては、これまでの取組と健康保険証利用申請、公金受取口座登録の状況はどのようになっているのか伺いたい及び(2)、このところ、各地においてマイナンバーカードに関するトラブルが発生し、個人情報の流出や健康保険証や通帳のひもづけなど、誤登録のトラブルが発生しています。国においても一連のトラブルを受けて総点検を行うとしていますが、住民の皆様からも心配される声が聞かれます。つきましては、トラブルの有無や対応された経緯等はあるのか状況を伺いたいについては関連がありますので、一括してお答えいたします。2015年10月に施行されたマイナンバー制度により、マイナンバーカードは公平、公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものであり、8月末現在のマイナンバーカードの普及率は全国で71.7%となっております。本町におきましては、マイナンバーカードの普及促進のため、県内外における出張受付窓口や両支所を含めた休日受付窓口の開設などにより、カード取得者数が9,729名で82.9%の普及率となっております。窓口では、交付申請の受付、カードの交付に加え、基本利用者本人が行うこととなっているカード発行後の健康保険証と公金受取口座の登録についても手続の支援を行っており、これまでの支援件数は8月末現在で2,136件となっております。一方、個人情報の流出トラブルが一部のシステムにおいて発生したと報道される中、本町のコンビニエンス

ストア証明発行システムでは個人情報の流出を防ぐチェック機能を有しており、証明書が誤って交付されることがないことを確認しております。また、マイナンバーカードと健康保険証、公金受取口座をひもづける手続において別人とひもづけられるトラブルも各地で発生しておりますが、本町では手続マニュアルを遵守し、支援の都度登録、端末のログアウト操作の徹底を行っており、現在までにトラブルなどは発生していないことを確認しております。国は、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、ひもづけが正確に行われているか総点検を実施するとともに、再発防止対策の実施と国民の信頼回復に向けた対応を急ぎ講じるとしてしています。本町においても、改めて点検作業を実施したところ、誤った手続は発生していないことを確認しております。マイナンバーカードは、多様なオンライン手続を可能とするデジタル社会には必要不可欠なものであることから今後ますます重要になるものと認識しており、町といたしましては今後も取得促進や利活用に関する周知に努めるとともに、関連する事務を取り扱う上では細心の注意を払いながら、信頼性向上のため、丁寧に対応してまいります。

次に、2、農業振興について。(1)、カントリーエレベーターが稼働し、来春には野菜集出荷施設が完成予定で設備面は充実してくる一方、4月に解除された特定復興再生拠点区域を含め震災から12年が経過し、遊休農地、耕作放棄地が課題になっています。除染後3年間は農業復興組合事業において農地管理をしていただいておりますが、その後いろいろな理由から「地権者個人では耕作や農地管理できないので、どうするか」という声を聞きます。つきましては、町の現状と今後の取組方針を伺いたいについてお答えいたします。町は基幹産業である農業の復興に向け、避難指示解除後の3年間においては農地の保全や地力回復に取り組むなどの営農再開の基盤を構築することとし、その後においては意欲的に農業を営む地元農家や農業法人等を中心に営農再開を進めております。町内の営農再開状況については、避難指示が解除された区域全体の農地面積約724ヘクタールに対し、今年度における作付面積は263ヘクタール、率にして約36.3%となっており、徐々にではありますが、営農再開が進んでおります。一方で、先祖代々大切に受け継ぎ、自ら耕作し続けてきた土地を手放す、または貸し出すことに対する抵抗感や山間部等に位置する比較的小規模な農地については、農地所有者と担い手等との調整に難儀しているのが現状であります。このため町は、農地は農地らしくこれまで保全管理してきた農地については翌年度から営農再開を予定すること、または担い手への集積を図る協議を進めることを条件に、福島県営農再開支援事業の特認事業を活用することや農業者の身近な存在である農協と連携し、農地所有者と担い手等の双方の理解を深め、調整を加速していく考えであります。また、この春には避難指示が解除された区域においてはこれから営農再開に向けた取組に着手することから、引き続き復興組合のご協力を得ながら除染後農地の保全管理の継続あるいはすぐに営農を再開する地元農家等との調整を進める予定であります。町といたしましては、遊休農地や耕作放棄地を未然に防ぐためには、効率的かつ生産的に営農できる農業環境整備としての基盤整備等を行うとともに、地域農業の将来の在り方や農業担い手者ごとに利用する農用地等について、地元農家等との皆様

と話し合いを進め、豊かな農地で安全な農作物の生産と、昔ながらの景観を復活させていきたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 町長からご答弁いただきました。ありがとうございました。

マイナンバーカードにつきましては、私も3年前にマイナンバーカードを取得しております。とても利便性もよく、ふだんから活用させていただいております。当町でも普及率が82.9%ということで、かなり高い数字になってきているということで、普及促進を図られているということで、私も利用促進に賛成の立場で何点か再質問をさせていただきます。

まずは、マイナンバーカードの普及に向けて業務されている職員の皆様に対して感謝を申し上げます。特に当町の場合、いまだに各地で避難されている方も多く、避難先でのマイナンバーカードの利用促進は特に重要な施策だと思っております。さらに、9月までの期限でもうすぐ期限は切れてしまうのですが、マイナポイントの駆け込み申請等があると思えますけれども、このところの申請の状況というか、そういった業務の負担というか、そういったものをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） マイナポイントにつきまして9月末までの申請期限があるということに対しまして、窓口に来庁される方はさほど多くない、今止まっているような状況でございますが、期限が迫ってまいりますとその期限までにとということで駆け込みの申込みが増えるということを考えております。その実際の数につきましては数件今来ているような状況で、どちらかというところ少ないということの中で、今後そういった増えることに対する対応を十分やっというところと思っています。

なお、マイナポイント、町長答弁にもありますように、基本的には本人がやるということになってございますが、なかなかそういったことができないスマートフォンでない場合の方や、そういった方に対しての支援と、あとはパソコンというか、カードリーダーを使ってやるということもありますが、一般の方はどちらかというところスマートフォンでやるという場面になるかと思いますが、そういった取扱い等に不慣れな方に対して十分対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。窓口でもそういった対応できない方、分からない方に対してしっかりと支援されているということでありがとうございます。大体その申請数については落ち着いてきているのかなというところなのですけれども、先ほど町長答弁にもありましたとおり、町でもしっかり今後も普及促進について取り組んでいくということなのですけれども、富岡町として町民に対してマイナンバーカードの普及向上、今後どのような取組をしていくのか。

あと、82%ですので、今後は18%ということになるのですけれども、強制ではないにしろ、しっかりと100%目標にやっていったほうがいいのではないかと考えております。

あと、役場職員の方については率先してカード申請されているのか、取得率についてはどのぐらいになっているのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） 今後の取組ということにつきましては、先ほども82.9%行っているということですので、今平日に月1回、本町、それから両支所で本人からの申込みがあった完全予約制で取り組むというような形を取っておりますが、そういった方式、流れにつきましては今後も継続してまいると。あとは、県内である程度数が見込めるところにつきましては、そういった受付を実施していくかというようなところかと思っております。100%までというところではありますが、なかなか心情的に持たないという方も中にはいらっしゃる、あとは施設に入っている方につきましては施設長の証明によって手続きができるように変更されてまいりましたが、どうしても家庭内で寝たきりになっている方、公的な制度を利用していない方、そういう方につきましては申請時あるいは交付時どちらか役場にお越しいただくという場面が必要になってきますので、その辺につきましては何らかの手だてを考えないと100%にはいかないのではないかと考えております。これについては国でもそういう問題点は指摘しておりますので、その辺については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） あと、後段の職員のマイナンバーカード取得率でございます。199名中156名で、現段階では78.4%となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 住民課長からは今後の取組ということで、予約制ということですが、あとなかなか取りたくても取れない方に対してのご支援、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、総務課長からご回答いただきましたけれども、町民が82%で役場職員の方78%ということで、町民の取得率よりも若干ですが、低いということなのですから、職員の方強制ではないですよね、これは。義務でもないですので、そういったことはなかなか申し上げにくいところなのですから、やはり町民の安心という面では職員の方はほとんど取っているよということであれば、特に私たちもでは取ろうかなという意識になると思ひますので、その辺の取組はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、続きまして、先ほどトラブルの関連で、特にそのマニュアルもしっかり重視して、これまでにトラブルは発生していませんというご回答いただきました。その点については安心できるのかなと思ひます。

あと、保険証の関係で、マイナ保険証なのですけれども、これひもづけされている方かなり多くなっていると思うのですけれども、全ての医療機関、薬局等においてもマイナンバーカードを保険証として利用できるように推奨をされていると思いますけれども、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには医療関係等のシステムも構築する必要があると思いますけれども、診療、あと薬剤情報などの町内の医療機関の状況等はどうなっているか、これについては健康づくり課で対応になると思うのですが、そういったところは把握されていますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） お答えいたします。

町内の医療機関等においてマイナ保険証が活用できるかどうか、これにつきましては申し訳ございません、今手元にそういった情報入れていなくて、全部が全部使えるかどうかというのは把握していない状況ではございますが、そういったところで安心して使うことができるようなそういったことができるためにはやはりそういったものを入れていただくということをどんどん推奨していかなければならないかなと考えているところでございます。すみません、詳しい数字につきましては後ほどご回答したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） この保険証については国でもいろいろ議論があって、マイナンバーカードがない人はではどうするのだとか、そういったことも今盛んに言われていますけれども、保険証自体が来年の秋ぐらいにはなくなるというような話も出ておりますし、それが実際そうなるかどうか分かりませんが、そういった場合にしっかりそのシステムも前もってしっかりと準備していただくということ重要だと思いますので、それについてはご回答も後ほどで結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、続きまして、マイナンバーカードのメリットはかなりあると思うのですが、そのデメリットについては、自分自身もそうなのですけれども、盗難であるとか紛失、そういったところで個人情報の流出を懸念する声も多く聞かれます。不正な情報漏えいのおそれがあるのではないかと不安視もされておりますけれども、紛失、盗難についてはあくまでも個人の責任ですので、本人が注意することになりますけれども、安全対策をしっかりと町でも定期的に周知していただいて、住民の安心と理解を得る取組について必要だと思いますけれども、そういったことは周知されておりますか。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） マイナンバーにつきましては4情報ということで、カードそのものに氏名、住所、生年月日、性別、そしてお顔の写真正とすることで記載されているものです。今、身分証としてなり得る、公的な身分証ということですので、皆さんにお持ちいただきたいのですけれども、万が一それをなくした場合、年中無休のマイナンバーカードのコールセンターというものがございまして、そちらに届けていただければそういったものを止めたり、あと情報につきましては税関係とかい

ろいろありますけれども、ＩＣチップにその情報が入っているものではありませんので、何かそこから情報を引き出そうと思えばＩＣチップが壊れるというような仕組みになっているというものでございます。ただ、今ご質問ありましたように、これを周知しているかということにつきましては、過去にそういった取組はしてきましたけれども、ただ定期的なものとしてなかなかそういったところが行き届いていないのかもしれないので、改めてそういった周知につきましては取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。周知について定期的に町でもしていただくということで、年中無休のコールセンターということで、何かあればそちらに電話して対応していただくということにはなるかと思うのですが、そちらもホームページを見たり、あとは広報を見てそういったところをしっかりと気づく方もいらっしゃると思いますので、定期的な情報提供をよろしくお願いしたいと思います。

あと、マイナンバーカードの関係でいろいろ調べていたのですが、これは当町にとっていいというか、便利な機能なのかなと思いましたが、ぴったりサービスというのを見まして、マイナポータルでいろいろ調べていたのですが、ぴったりサービスという不在者投票の投票用紙をオンラインで請求できるということを目にいたしました。中身は地方自治体が登録するというので、その自治体においてマイナンバーカードを所持している有権者の方は、不在者投票用紙をオンラインで請求できるようになるといった内容だということを知りまして、現在郵送によって投票の確認、あとは意思確認をして送ってもらうそういった手続関係も、結構遠くに避難されている方も多いという状況なので、こういった町としてサービスに取り入れていったほうがいいかなと思うのですが、そういった検討はされていますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 今、議員がおっしゃったマイナンバーカードで不在者投票の請求ということでございますが、白河市や青森県むつ市などで今実施していると理解しております。ただ、このマイナポータルのオンライン申請サービス、ぴったりサービスを利用して不在者投票の請求はできるのですが、主に利用される方は若い方ではないかと思えます。なおかつ、私も見てみたのですが、これ機械もいろいろ暗証番号とか何か、複雑なので、多分高齢の方とかはあまりご利用されないのかなというのもございます。あと、これ不在者投票の請求ができるという、現在はうちは郵送でやっているのですが、できるというだけでその後の手続は請求が来たら、それを受け付けして、こちらからは投票用紙を郵送してお届けするというその後の手続はもうほぼ一緒なのです。請求だけがこのマイナンバーでできるということで、現段階では導入するメリットはあまり感じられないと思っております。ですので、現段階で導入する考えはございません。ただ、今後例えばもっと何か普及していったら、利用される方が増えればその際には検討したいと思っておりますが、現段階ではあまりメリッ



トが感じられないので、導入する考えはございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 総務課長から答弁いただきましたけれども、メリットが考えられないということで、やはりそこは検討していただいて、使えるもの、使えないものについては判断していただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ただ、不在者投票の場合ですと送っている間に、最近郵送ですとなかなかすぐに届かないというような事象もあって、その期日に遅れてしまうというようなこともあるので、いろいろ工夫されればできてくるのかなと思いますので、引き続き検討よろしくお願ひしたいと思います。

マイナンバーカード、1番については、以上で質問を終わらせていただきます。

続いて、大きな2番ですけれども、農業振興について再質問をさせていただきます。先ほど町長答弁いただきましたけれども、私の通告書の内容からすると、JAであったり、あとは富岡町の関係機関と協力して、農地の管理、耕作に向けて担い手と農地のマッチングを行っていくということでした。段階的に作付拡大に取り組むということですが、先ほどの町長答弁で町としての方針についてはある程度理解いたしました。今年度から草刈り等による保全管理から耕作による管理へと方針が変換されていくということですが、今町長からもありましたとおり、本来であればその農地の所有者か、あと地元の協力者が耕作して、田んぼ、畑、そういったものを耕作するということがベストだと私も考えておりますけれども、先ほど農業者の外部法人ですか、そちらも町内に参入してくるといふ答弁がありましたけれども、どのような企業が参入されているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどご質問ありましたのは農業法人の話かと思ひますので、その点について答弁させていただきます。

町外から、富岡町に農業を営む法人として現在11社ほど声がかかっています。それは、水稻だったり畑作、今タマネギを推奨していますが、タマネギだったり、キャベツ、ブロッコリー、様々畑作物を耕作するという部分がありますし、その11社の中には様々議論はあるものの、その榊というものも当然含まれておりますので、こちらをご紹介します。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今ほどの答弁で町外から11社ということで、結構話が来て、実際にもうそういったこともやっているのかなというところがございますけれども、そういった外部の法人関係のこれまでの実績であるとか、あとは町内で参入された経緯、そういったものについて教えていただきたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、実績等でございますが、先ほど述べさせていただきましたとおり、既に作付をしている、29年4月に解除したエリアでのところがほぼほぼでございますが、そういうところで作付しているという実績があり、そちらで生産、雇用を行っているものであります。そちらの外部からこちらで活躍していただく企業に、農業法人の誘致については担当者の熱意がかなり伝わったと考えておりますし、これだけの農用地をしっかりと有効的に活用していこうという町の方針がしっかりと定まっていたからこそ確立されているものと私は受け止めてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今後そういった外部の法人の方も入ってくるということで、耕作放棄地というか、なかなか管理されていないところ、草が生い茂っていて、畑なのか、田んぼなのか分からないようなところについては、やっぱり作物が実っていると、あっ、富岡町どんどん復興しているのだなという感じにはなるとお思いますので、引き続きそういったところのマッチングについてもよろしくお願ひしたいとお思います。

あと、農地の地権者とのマッチングということなのですが、地権者との相談であるとか聞き取り、あとはアンケートであったり、そういったものはされているのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 現在、少しずつであります。農業者により一番近いJAでそちらはしっかりと詰めている部分が現状でございます。加えて、この4月に農業経営基盤強化促進法、それから農地法が改正されました。その中身というものでございますが、地区ごとにおいてその農用地を誰が耕作するのかというものを明確にしろ、計画数量やっていけろという部分が先ほどの経営基盤強化の部分であります。ですので、今全国一律であります。その自治体における農用地を誰が耕作するというものを計画して行って、10年後はこういう姿にしようという計画づくりが必要となってきます。当町におきましてはこれからまだ着手する形になりまして、今調整をしているところでありますが、来年度までにその計画というものを作成していきたいと思っております。

加えて、先ほどの法改正に伴って農地法も一部改正になりました。こちらの農地法は言うまでもないですが、耕作者の権利を守る法でありながらも、その的確な利用、耕作を義務づける法であって、農地所有者はしっかりと耕作をする、農地が農地らしくという言葉がそのとおりで思っております。そちらの改正が所有する面積が下限撤廃という形になりまして、当町においては農振地域だと3反、それ以外だと1反は購入という形の下限レベルがありますが、全て撤廃となりました。つまり全国的に誰でも農用地を取得できるということになりますので、みんなで農業を支えていこうというスタイルが、今の国の法律の改正がその点になっております。当然のことながら財産形成のために農地を購入するのだけではなくて、しっかりとそれで農業をやっていくという部分がありますので、それらも含めながらしっかりと計画づくりをこれから進めていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。地権者に対しても、意向であったり、聞き取りというのは重要なことなのかなと思いますけれども、そういった部分でアンケートとか、そういったところは行っていますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） アンケートについては、まだ具体的に調整はしておりません。まず、担い手となる先ほどご紹介させていただきました法人関係、それから既に活躍されている個人の方、こちらも大体20人ほどいらっしゃいますので、その方々に話をして経営を拡大することが可能かという部分があるかと思います。そちらを伺いながらこの土地を所有している方々の意向、貸したいのか、売りたいのか、当然値段が絡んでくる部分がございますので、そちらについては、後発的になるかと思えます。ただ、ご提案いただいたとおり、その意向を確認するという事は非常に重要な案件でございますので、その点については前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。地権者の希望、そういったところも大事なことなのかなと思いますので、引き続きそういったところも注視してよろしくお願ひしたいと思います。

私から最後に農業振興ということで、町長から一般町政報告にもございました。先日、浜通り全域で台風13号の豪雨によって、農業被害はかなり出てきたというところでございますが、「災害は忘れた頃にやってくる」というように言われますけれども、近年は「災害発生は頻繁にやってくる」というような状況になっています。

そこで、当町の被害の状況、このような自然災害による被害があった場合に、営農再開に対する町からの支援等どのようになっているのか伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 初めに、今般の台風13号、後に温帯低気圧になりましたこちらの農作物に関係する被害状況を申し上げたいと思います。

こちらはもともと田んぼだったところを今度畑作ということでキャベツをやったところ、水の捌けが悪く、水が多くてすぐに乾燥し切れなかったというのが大体2反7畝ぐらいございました。そちらの被害が大体80万円から90万円ぐらいと見込んでおります。どうしても田んぼと畑というものは水持ちの違いがありますので、かなり工夫しなければいけない部分がありますが、具体的に場所を申し上げますとそこは新夜ノ森地区でございます。これからまた整備していかなければいけない部分の中でチャレンジしていただく部分がありますので、そこについてはしっかりと支援をさせていただくとともに、そういう環境でも耐えられるように、今町内であちこち鋭意進めておりますが、基盤整備だったり、水路の整備等やっておりますので、そちらにも環境整備という点で町としてしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今回の台風の被害の状況ですけれども、キャベツの畑ということで、その災害の状況によってもかなり変わってくるのかなとは思いますが、やはりその当事者の方は、せっかく作っている作物が災害によって駄目になってしまうというのはやはり心が折れてしまうと思います。そういったことで何か災害に対する支援、そちらについては国、県、町としっかり連携していただいて、被害者に対する支援ができるように、常日頃から準備していただければと思います。あと、常日頃からしっかりと現場に足を運んでいただいて、農家の皆さんの声を聞きながら農業の盛んな町の復興をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時50分）

---

再 開 （午後 零時56分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたしますが、健康づくり課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 午前中の3番、佐藤啓憲議員の一般質問の中で、答弁を保留させていただきました町内におけるマイナ保険証利用対応の医療機関等につきましてご回答させていただきます。

町内の医療機関等は全部で7か所ございますが、そのうち6医療機関等においてマイナ保険証対応となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 続いて、5番、高野匠美君の登壇を許します。

5番、高野匠美君。

〔5番（高野匠美君）登壇〕

○5番（高野匠美君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従って大きく分けて2問順次質問させていただきます。

1、町内の生活交通機関について。（1）、町民が町内で自立した安定的な日常生活が維持できるよう、生活交通の確保・支援は現状どおり続けていくのか。改めて確認し、整備されていくのか。

（2）、町で公共交通機関や他者の協力なくしては外出が困難な方を対象に町内のタクシー移動に対して助成事業を考えているか。

（3）、交通移動に際して、隣町との協力は考えているのか。

2、町内の見守りや訪問について。(1)、今現在、見守りや訪問などの整備・見直しの考えはあるか。

(2)、町の福祉関係や事業者などが見守りや訪問をしているが、お互いの協力体制や情報共有、問題提起、連絡などの一定の認識をする場を持つべきではないか。

(3)、町内に在住し、地区の方の困り事や相談事などの情報をお世話している町民に協力を願い、託してみてもどうか。

以上の2問となります。ご答弁お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 5番、高野匠美議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1、町内の生活交通機関について。(1)、町民が町内で自立した安定的な日常生活が維持できるよう、生活交通の確保・支援は現状どおり続けていくのか。改めて確認し、整備されていくのかについてお答えいたします。本町における地域公共交通機関については、路線定期型及びデマンド型のバスを活用しており、自家用車両を所有していないなどの理由で交通手段に制約がある方や高齢者や障がい者といった事故に巻き込まれやすい方々に対する生活交通の確保に努めるとともに、利便性の向上に向けた支援策を講じております。本町に関わる地域公共交通機関としては、自治体間をつなぐいわき富岡線、富岡川内線、富岡浪江線の3つの路線バスや、町内の主要な場所を循環する町内循環バス、町民の交通要望に応えるデマンドバス、そのほかにも鉄道やタクシーがありますが、バス運行事業についてはほとんどが震災後新たに開設したものであります。これらの公共交通機関の利用状況としては常に一定程度の利用があることから、地域における公共交通事業を継続することが必要と認識しております。しかしながら、地方自治体における公共交通機関を取り巻く情勢は、人口減少や都市部への集中等によって運行事業の収入減となる乗降客の減少や運転士の人手不足等の理由により大変厳しい状況が続いており、本町においても原発事故被災地特例措置や復興予算の充当によって成り立っているのが現状であります。町といたしましては、住民の日常生活の足として路線バス等の確保は欠かせないとの考えであり、今年度において地域公共交通を維持、確保するための富岡町地域公共交通維持確保計画の策定に向けて、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会等の関係機関とともに協議を進めてまいります。

次に、(2)、町で公共交通機関や他者の協力なくしては外出が困難な方を対象に町内のタクシー移動に対して助成事業を考えているかについてお答えいたします。タクシー移動に対する助成事業につきましては、公共交通機関を利用することが困難な方の外出支援と経済的負担の軽減を図るため、各自治体で取り組まれているものと認識しております。現在、他自治体で行われているタクシー助成にはいずれも対象者の要件があり、そのほとんどが障がいをお持ちの方、介護認定を受けている方、免

許返納者などであり、真に助成を必要とする方が対象となっております。利用する際の自己負担の考え方や助成の上限額については様々ですが、需給バランスや財政面など地域の実情を勘案して設定されているものと捉えております。本町におきましては、町内居住者を対象にデマンドバスを週4日運行しており、事前に登録していただいた利用希望者からの連絡に応じ、自宅前までの送迎サービスを無料で提供しております。デマンドバスを利用する際の荷物の上げ下ろし等は運転手がお手伝いしておりますが、身体的介助を必要とする場合には介護タクシーの利用をお勧めしており、条件を満たせば介護保険が適用となります。町といたしましては、デマンドバスのさらなる利活用促進を図るとともに、他者の協力なくしては移動が困難な方のニーズを丁寧に伺い、支援の方策を検討してまいります。

次に、(3)、交通移動に際して、隣町との協力は考えているのかについてお答えします。現時点において、隣町との協力による公共交通の確保については特段の連携や協力体制を整えていないのが実情ですが、本町のみならず他自治体においても同様であり、高速道路や国道、県道等の幹線交通を担う道路を利用した地域間の移動となることから、個別自治体間での連携調整は広域自治体である県がその役割を担っていると認識しております。このため県においては、県全域の地域公共交通の持続性、利便性を高める福島県地域公共交通計画の策定に向け、県北、県中・県南、会津・南会津、相双・いわき地域の4部会を設けた協議会を今年3月に立ち上げ、検討を進めております。本町は浜通りの中央に位置し、JRやバスの交通結節点となることから、相双・いわき地域部会の代表として意見を述べる機会ができました。町といたしましては、住民の日常生活の足として、また観光等の移動手段として重要な役割を担う地域公共交通の確保、維持するための検討を県をはじめとする関係機関とともに進めてまいります。

次に、2、町内の見守りや訪問について。(1)、今現在、見守りや訪問などの整備・見直しの考えはあるか及び(2)、町の福祉関係や事業所などが見守りや訪問をしているが、お互いの協力体制や情報共有、問題提起、連絡など一定の認識をする場を持つべきではないかについては関連がありますので、一括してお答えいたします。見守りや訪問の活動につきましては、地域包括支援センターや民生児童委員、生活支援相談員による相談支援のほか、トータルサポートセンターの配食サービス、訪問型パトロールなど、多角的な取組を行っているところです。また、町消防団や警備会社によるパトロール活動に加え、町内で事業活動を行っている物流事業者等と包括連携協定を締結し、地域住民の皆様への安全、安心に関する見守りや懸念等があった場合の情報提供をお願いしております。町内における見守りや訪問の活動は充実してきているものと考えておりますが、こうした活動を適切な支援に結びつけていくためには、知り得た様々な情報を整理し、関係機関に可能な範囲で迅速に情報共有を行うとともに、役割分担と連携体制を構築していくことが極めて重要であります。このため、町と社会福祉協議会が中心となって情報共有会議を定期的開催し、困難を抱えている人や支援を必要とする方の把握とともに、訪問の在り方や情報共有の方法を状況に応じて改善するなど、関係者間で個別

の対応方法を協議しております。今後とも見守りや訪問の活動に参画する担い手相互の緊密な連携を図りながら、町民の皆様の安全、安心の確保と福祉の向上に努めてまいります。

次に、(3)、町内に在住し、地区の方の困り事や相談事などの情報をお世話している町民に協力を願い、託してみてもどうかについてお答えいたします。地域の身近な相談相手といたしましては、地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある方を民生児童委員として委嘱し、日常における心配事や子育てに対する不安など、生活、福祉全般に関する相談、援助活動を行っていただいております。また、本町では、震災、原発事故によって現在も多くの皆様が全国各地に避難を余儀なくされており、さらには町内居住人口の半数以上が避難指示解除後に移住された方々であることなどから、各種の見守りや訪問活動を通じて支援を必要とする方を把握し、保健師、地域包括支援センター、生活支援相談員などが連携を図りながらニーズに応じた対応を行っております。困り事や相談事が発生した場合には解決の糸口となり得る各種相談窓口気軽に話することができる環境が重要と認識するところであり、住民の皆様にとって分かりやすい周知、広報とともに相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。今後、町といたしましては、公助による取組に加え、地域内や友人、知人同士での共助により支え合うことができる関係性の構築を目指し、移住者交流会や住民参加型のイベント等を通して地域コミュニティの活性化に引き続き積極的に取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。今、町内を運行しているのは、町内路線バスとデマンドバス。その中で、デマンドバスが中心的な役割をなさっているということは聞いております。

そこで、質問なのですが、町内路線バスとデマンドバスの時間帯はほぼ同じなのですよね、午前9時から大体午後5時。どのような経緯でこの時間帯になったのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、路線バスとデマンドバスの時間帯が同じではないかという部分ではありますが、それだけその時間帯のニーズが多いという部分であります。当然真夜中に移動するという方はかなり数が少なくなってきますし、日中は多くの方々が利用するということもありまして、平成29年からスタートした事業にこの時間配分という形で協議の上、設定させていただいた経過がございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。人数が、利用する時間がその時間帯が多いとおっしゃいましたが、今5年もたつて結構生活状況も変わり、町内の状態も大分違ってきていると思います。それで、やっぱり商業施設や駅を利用される方からも、もう少し終了時間を延ばすことはできないのかというご意見もお聞きします。商業施設等は午後7時閉店、最終電車は21時です。今、町としては、

利用時間に関してはどのようにお感じになっていきますかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 利用時間についてどのように感じているかということなので、感想だけ述べさせていただきますが、まず異なる2つの視点があるかと思います。施設が19時まででいいのかという部分とJR関係が21時まででいいのか、それからバスがそれに合わせてどういう運行するかというこの2つだと思っています。

まず、施設については、これは震災後、ご協力いただきながら経営動いていただくさくらモールが中心かとなりますけれども、そちらの営業の時間帯を延ばしてほしいというのは常々申し上げている部分であります。また、JRについては、少しでも利活用ができる、すごく利便性が高くなるようにダイヤの編成のところを常に申し上げているところでございます。

こちらの町内に戻ってきて、デマンドバス、それから路線バスの時間帯であります。基本その幹線となるJRからの引継ぎという形になってきて、そこから乗ってくる時間帯に合わせて時間帯設定していくような形が基本であります。しかしながら、今当町におけるデマンドバスだけ申し上げますと9時から17時までの営業で、それだとさくらモールとの時間帯が合わないのではないのかというご指摘だと思いますが、実はその時間帯による利用の人数も分析させていただいたところ、デマンドバスの多くの方々が午前中にかなり利用をされている。今2台で運行しているので、それをシフト編成したらどうかというのをシミュレーションしてみたのですが、いかんせん労基法関係で8時間勤務という形がありますので、会社の中でどうやって取り組めるか、シフト組めるかという形になると班編成が増えたりとかというさらなる協議が必要かと思っております。実際そのお店に合わせて生活の利便性を高めていくという点では時間帯編成というの非常に重要なことだと思っておりますが、まだ具体的にそこまで詰め切れていないというのが現状でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 時間帯は、やっぱり午前9時から11時までの利用が多いとお話しされておりましたけれども、行くところが結構多くなってきたのです。商業施設だけではなくて、今その特養にある運動施設にも結構高齢者がいらっしゃって、そこに行くのに、復興団地とかもご利用されている方が多いのですけれども、午前9時からなので、予約の争奪で、結構ご高齢の方々がもう9時何秒前に電話をして、せめて1時間早く予約ができないかとか、あと今年はすごく暑くて、お昼頃に買物するより夕方にゆっくり行きたいなというお声もあるのです。だから、そういう町民の声を少しでも、今はできなくても、町はもう少し耳を傾けていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうお感じになっておりますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどご要望という形で1時間早く予約ができないか、あるいは取組の皆さんの、利用されている方々の声を聞いたほうがいいのではないかとご意見いただきました。



詳細な分析申し上げますと、9時台から12時まで、かなり多くの方々が利用されているような状況で、13時以降については徐々に減っていく。利用されている方々が、大変失礼ですが、ほぼ高齢の女性の方が多いというのが現状でありますので、お買物関係、それから通院関係だとそのような形になっていくのはしょうがないなと思っております。この受付時間等についてはまさにその運行している会社との協議が必要ですので、こちらは協議をさせていただきたいと思えます。また、夕方に変更してということになると先ほどの労基の話もありますので、またここも具体的にやらなければいけないなと思っております。

加えて、町民の皆さんの、利用されている方々のご意見等どう吸い上げていくかという部分については、このデマンドバスは既に登録制でありますので、毎年更新でいろいろとお話を伺いながらこれまで改善をしてきたところでもあります。スタート当初は接遇関係でもう少し改善できないかといったようなご意見等が多く、近年では今年の登録した際のアンケートを取らせていただいた結果、満足、やや満足だというこのパーセントですと7割の方がもう既にご理解いただいている部分があります。

一方で、話が前後してしまうのですが、路線バスだと確かに決まった時間に多くの方々を乗せるといふ路線バスの特徴からいえばいいのだけれども、自分がその時間帯に合わせなければいけないという部分も出てくると。なので、よしあしが必ずそのデマンドバスにしても路線バスにしてもあるかと思えますが、自分の生活リズムに合った活用の仕方ということもひとつご検討いただくことも必要かと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 分かりました。

では、デマンドバスの件について伺いしますが、利用できる対象者というのはどういう方で、利用するに当たっての条件などあれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 利用の対象者でございますが、こちらについては町民であります。条件といたしましては事前登録が必要という形でありまして、通常路線バスとは異なり、その時間に合わせて行くのではなく、電話をかけて事前予約というものが必ず条件という形になってきます。ご利用の際は電話で予約するという形になります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。利用者は町民ということをおっしゃいましたけれども、例えば利用者の中で高校生は利用できますか、その辺お尋ねします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ピンポイントで高校生という話が出ましたので、申し上げますと町民ですので、高校生でも利用できます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ただ、なぜこのような質問をするのかということの理由をお話しさせてください。

実は今年中学生になった方のお母さんから、高校生になるとなると電車通学になると思う。でも、朝は何とか両親のどちらかが駅に送り届けることはできますが、共働きの私たちは夜7時まで仕事をしなければいけない。でも、高校生は5時、6時頃駅に着くけれども、自宅の近くにはバスは通っていない。デマンドバスはドア・ツー・ドアなのだけれども、デマンドバスは利用できない。そういう相談を受けてこういう質問を、時間とかを説明しておりますが、もう少しこれからやはり高校生、今は少ないかもしれませんが、小学校、にこここども園のあの人数を見ると、将来的には私はこういう問題は町としてきちんと大事に考えていただきたいなと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） ご質問ありがとうございます。教育委員会といたしましては、現時点におきましてはそういう公共交通機関がない方が非常にご不便をされているということは、現実として認識しているところでございます。公共交通機関への補助等につきましては検討をしていきたいと考えておりますが、教育委員会としては高校生に対するバスのための費用を出すということは今のところできないかなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。検討していただけるということは、希望を持っているのかどうなのか今のお答えでは定かではございませんが、でも今の段階ではやっぱり高校生に対してのデマンドバスというのは難しいですよね。でも、ご父兄たちは、どうして高校生は乗れないのか、どんな人を対象に、どのような移動に対し、どのような輸送サービスを提供しているのか、やはり町はきちんと明確にお知らせすべきではないのかなと私は思うのです。皆さんデマンド、デマンドと言って、誰でも乗れるよと言うけれども、それをやはり親御さんは期待をしているわけなのです。今できないのであれば、それをどのようにして町民に周知していくかということをお聞きします。

○議長（高橋 実君） 高校生関係なく、町民ですので、副町長あたり答弁に回ってくれるかな。

高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 高校生の通学に対してというご質問、ご指摘と受け止めます。教育委員会から答弁はさせていただきましたけれども、なかなか教育委員会で対応しているのが義務教育というところになりますので、すみません、高校生に対する補助については難しいというところになります。私も高校生だった時代がありまして、何キロも自転車で通っていたということがあります。ただ、こういう震災後に少し人も少なくなっているということがありますし、あとこういった世評というところ

ころもありますので、親御さんの心配はごもっともなところもあろうかと思えます。ですので、通学路での例えば街路灯の整備でありますとか、行き帰りの通学にご不安のない環境を整えていくと、こうしたことも大事と考えております。全国的な例えばタクシーの補助ですとか、デマンドバスは、特に富岡町においては対象は町民ということで、高齢者とか免許返納者という条件は付していないところですので、高校生の利用も妨げるところではありませんけれども、なかなか毎日となりますと今度は町の費用負担の面でもバランスを取っていかなければならないというところがございます。ですので、デマンドバスについては週4日という中で、用事をそのときに寄せていただいているということでお使いの皆さんが工夫してくださっていると考えておりますけれども、なかなか高校生の毎日の通学に対して町がどこまでご支援をしていくのかということについては、少し慎重に考えなければならないと思っております。通勤、通学のためにご心配がないようにということでそういった保護者の声を丁寧に伺っていくということはしていきたいと思えますが、なかなか高校生に対する支援という点については難しいということでご容赦いただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり10年たって、時間というのはあっという間に過ぎますので、備える、準備する、そういうことが私は大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、あともう一点デマンドバスに関してなのですが、デマンドバスは当初の目的は高齢者、交通弱者の移動手段の確保。しかし、依然として交通手段に困っている人たちがいるのは現実だと思います。今はデマンドバスは交付金を満額充当しておりますが、今後どのくらいデマンドバスはその交付金で運行できるのかというのが1点。

もし途中で町から持ち出しとなると、大変厳しい財政状況の中で、多額の税金を投じてさらなる移動手段を確保するのも非現実的。バスやタクシー、デマンドバスだけではなく、やはりボランティア団体の活動や地域の助け合い、互助による移動手段の確保も今後私は重要な役割を増すと思えますが、地域公共交通の活性化に向けた施策を講じなければ、町の財政負担は今後ますます増大するという可能性も出てくると思えます。その点についてどのようにお考えですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、費用の面から申し上げたいと思えます。現在はまさに復興交付金関係活用させていただきまして、年額約2,900万円ほどかかっております。これがいつまで続くのかというのが私どもも国に対して伺っているところでありまして、まず第2期復興・創生期間まだ続いている部分については、この部分は継続するであろうという形でありますけれども、それ以外についてはまだ国としても概算要求等々、次の期間もどうなるか分からないという部分はありますので、当然のことながらうちは求めていきたいという考えでありながらもまだ確認できる部分がございます。それを踏まえてこれが、もし復興予算が終わったらどうなるのかということもしっかり見据えて

検討しなさいというご指導だと思っております。

そのために町内に限らず、ほかの自治体もそうですが、全国的にいわゆる赤字路線バス、それからデマンドバス関係をどう立て直していくのだという部分について法律が改正になりまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というものがあり、その地域でしっかり根づき、回っていくようなバス運行のことをしっかり地域で考えなさいという形になりました。当町においては、町なかの交通もしっかり考えていく、加えて県全体の部分も考えていくという部分になってきて、それに国からの補助金がひもづいてくるという部分でございますので、しっかりとした実効性のある計画をつくらせていただき、その費用負担を国からご支援いただくような流れでこれから組んでいきたいと考えてございます。先のお金がつく、つかないという議論ありますが、そこも踏まえながらしっかりと活性化に向けて検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。やはりいつまでも続くわけではないとは思っておりますので、タクシー助成についても、やっぱり今後厳しい財政の状況を考えて、町民との協働を含め、例えば町内路線バスの再編やデマンドバスの見直しはやはり幅広く検討を行う必要があると私は思います。もし新たに検討をしていただけるなら、いろいろな可能性も含め、町民の声や町内の地形の状況、商店や公共施設等の立地場所など、様々なシミュレーションや検討が必要と考えておりますので、いろいろな可能性を含め、この地域にどのような形がいいか引き続き研究して進めてほしいと私は思います。それに当たって、全国の様々な先進事例とかを参考にしながら、デマンドバスに固執せず、公共交通や移動支援の在り方について、私は課を超えて検討していただきたいと思っております。その辺どう思いますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご助言ありがとうございます。まさにその様々な検討というのは、バス等々運行する事業者であったり、それから地域の方々の利便性という形になればその方々のご意見もいただきたいと考えております。様々な視点を持って、みんなで共通して活用していくという移動手段についてはしっかりと検討させていただきたいと思っております。

また、その先進事例というものをしっかり見ながらという話ではありますが、まさに今交通で、IT関係でかなり進んで進化している部分がございます。その点も今使えるかどうかはさておいて、頭に入れながらしっかりと務めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 各課連携してということですので、補足をさせていただければと思います。

デマンド交通につきましては年間2,900万円ということで、決して安くはないという経費と認識しております。タクシー補助を実施している自治体を見ますと、どちらかというとタクシー補助か、デマンド交通か、どちらかという形が多いかと思っております。デマンド交通のいいところとしまして

は、週4日と日を限定させていただいてはおりますけれども、誰でも使えるということと、あと空いていけば自宅前まで来てくれる。あとは、現在町で行っておりますものとしましては無料で使えるということで、特に高齢者の方々にとっては使いやすいのではないかと評価をしているというところがあります。

一方で、タクシー補助につきましては、上限があったりですとか、あと例えば初乗り運賃だけにするのかとか、あとは何回までしか使えないというものが他の自治体では多いと認識しておりますので、デマンドバスと、あとはタクシー補助と、どちらがコストパフォーマンスが高いのか、費用対効果が高いのかというところで総合的に判断をしていくということが必要かと思っております。

あと、互助の取組としましては、そうした民間の方々为主体となつて、車をお持ちでない方、山間部の町に行くまで遠いのだなんていうふうな場合の取組、全国で取り組まれていると認識しておりますので、こうしたことはなかなか住民の皆さんの善意だけで成り立つということは難しいと思っておりますので、そうした先進地域で自治体がどのように関わっているのかということも研究しながら検討を進めてまいりたいと思っております。現在のところ、固執するわけではありませんけれども、デマンド交通についてはかなり利便性については高いということで、これをぜひ皆さんに使っていただきたいと現在のところ考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。

時間が押していますので、(3)に移させていただきたいのです。隣町との協力についてです。やはり隣町の状況も変わりつつあって、今度大きな病院もできたり、隣町の商店街を利用している方も現にいます。処方箋なんかは隣町にあるのです。それに関してタクシーで、お薬を富岡町でないものを隣町まで取りに行ってくださいと言われて、タクシーを使って往復1万円かかったとかっていう話もお聞きしました。それはやはりお互いさまなのですが、電車を利用して、お互いの町の交通機関を利用できないのかと。先ほど質問、町長からなかなかそれは県とかそういうところの話合いではおっしゃっていましたがけれども、デマンドバスを延伸させることで高齢者等の交通弱者にとって利便性がやはり私は向上すると思えます。隣町の医療機関までエリア拡大とかは、これからやっぱり考えていかなければならないと思えます。なかなか難しい問題ではありますが、町長、やはりいろんな場でそういう協力を求めて、どこかのやはり長が口を開かなければいけないことではないかと私は感じますが、町長はその辺どういうお考えですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 確かにご意見全くそのとおりにかとも考えているところではありますが、いずれにしても県とよく連携をしながら、各町村その事情なんかはいろいろ話し合いながらこれはやっていかなければならないことだと思っておりますので、いずれにしても県と連携をしながら相双・い

わき地区でどのようにできるかなどということも今後の課題かと考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり私は交通の利便性というのは、住みたい町の一つの指針になると思うのです。誰でもが気軽に利用し、出かけることができる町になるようにしていただきたいと思います。

では次に、2件目の質問に入ります。今現在、見守り訪問は、福祉課では、民生児童委員、富岡町社協、トータルサポートセンター、生活支援相談員、生活環境課では、とみおか守り隊、消防の方々ですね。あと、民間警備会社、民間事業者と8件かな、見守り訪問されていると思います。その訪問については、定期的あるいは臨時的に活動されていると思いますが、訪問の仕方も異なっておりまして。中には、同じ曜日の同じ時間帯に訪問を受けている方もいらっしゃいます。何人かの町民からそういうお話を聞きます。火曜日の9時45分に見守り隊の人が来るので、お出かけできません。えっ、出かけていいのですよとお答えしても、いや、来るからいなくてはならないのだと。こういう訪問の仕方はどうなのでしょうかと。それは、町としては知っていらっしゃるのかどうなのか。やはり訪問の在り方、周知をもう一遍考えていただきたいと思います。一度断ったら二度と来ない、それもいかなものかなと考えますが、その辺の答弁お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ありがとうございます。今、議員からご質問のありました見守りの方法でございますが、町に居住届を出された方に対する民間事業者が行っている訪問につきましては、定期的ということではありませんが、班ごとに分けて回っているというところから、同じ曜日の同じ時間ということになりつつあると申しますか、ならざるを得ないといえますか、そういった部分が多少あるというのは事実としてございます。

一方で、町としては、その時間に行くから待っていてほしいということを皆さんにお伝えしているわけではございませんので、町民の方々皆さんが真面目なので、この時間に来るとなったら待っていてくださっていると思っておりますが、それは町からお願いしているわけではなく、不在であれば不在ということで報告が上がってきますので、必ず対面をしなければいけないというものではございませんので、その辺は町から待っていなくてもいいのですよという情報発信はしていきたいと考えております。

また、訪問の仕方につきましても、それがよいのかというご指摘だと思しますので、一度この内容については精査をする必要があるかと思しますので、今後の事業に向けて一度中身の見直しをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 課長の言っていることも分かるのですけれども、今は単刀直入に言うと、これからやはり財源というのはどこで削るか、いろんな課題も考えていただきたいのですけれども、これだけの見守りって必要なかしらと私は一番思います。今町の中はとてもお変わりになっていて、隣近所のつながりがとってもすばらしいです。それこそ移住した方が中心になって地域を盛り上げているところも現におありです。そういうところでやはりもう私安心できる部分は、そこはもうそういう見守りのなものを考え直すときに来ているのではないかなと私は感じるのですけれども、どう思いますでしょうか、課長は。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） ありがとうございます。見守りの方法、生活環境課だけではなく、福祉の面でも行っている部分ございまして、これはそれぞれに目的があって行っているものでありますので、一概に2つの事業、3つの事業を統合できるかというのはなかなか難しい部分があるかと思えます。例えば生活環境課で申し上げますと、防犯対策で行っているものであったりとか、見守り、安全、安心のためにやっているものであったりとか、一方福祉とかの健康づくりでいいますと、本当に見守りの面で行っている部分、こういったところが、同じ人が全部のものを担えるかというところ、これはなかなかの、事業の中身が濃くなっていくと対象が狭まっていってしまっていて、全部のところまで目が届かなくなってしまうという可能性もございまして、おそれもございまして、そういったあたりを含めましてどういった形でやっていくかというのが検討の必要な部分というご指摘だと思っております。町長の答弁にもございましたが、議員がおっしゃったような見守り、地域のつながりの部分につきましては、民生委員による見守りなんかもございまして、そういったところと事業として行っているところの財源なども含めまして、すみ分けと言ってしまうとおかしくなってしまうのですが、どういった役割で行っていくか、そのためにどういった事業が必要なかというところ、この精査は必要だと思っておりますので、この点についてはしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 類似した課で黙っているけれども、黙ったままでいいの。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいま生活環境課長より話がありましたとおり、福祉課でもそれこそ社協と連携した部分、それから民間事業者との協定に基づく見守りをお願いしている部分、多種多様にございます。

そこで、これは私個人的な意見となってしまいかもしれませんが、議員と同じように整理する部分は必要なかとも思っているところでございます。ただ、福祉課としましては福祉を重点的にそちらは極力、重複して来られると嫌だという方もいらっしゃると思いますので、そういった部分は考慮しつつも、なるべく見落とす方をないように、そちらの整備しつつとは言いながらも手厚くは続けてまいりたいなとは思っているところでございます。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 健康づくり課で現在行っております町民宅への訪問ということで、こちら保健師による妊婦であるとか保護者、幼児、こういった方への見守り訪問、あるいは成人及び老人ということで、がん精検の要精検者であるとか、特定保健指導の対象者であるとか、重症化予防事業の対象者であるとか、そういった方への検診後の訪問活動等々を行っておりますして、健康づくり課としては必要な方へ必要な訪問支援ということで今後も継続してまいりたいと考えておりますが、今後町内居住者の増加に伴いましてその支援が必要な世帯も増えておりますことから、その訪問が必要なのか、ほかの支援方法で対応可能なのか、その辺りについて保健師間で検討する必要があるかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。まさしく健康づくり課、福祉課、生活環境課、こういう1人の高齢者に対していろいろな情報をお持ちになっているので横並びに、そういう情報を共有する場を私もう少しくつってほしいのです。なぜかというと、最近にあった出来事があるのです。独り住まいの老人の方がおり、そこに行政区の民生委員の方が気になって定期的に訪問なさっていたのですけれども、行ったらいないと。それで、お隣近所の人にお聞きしましたら、二、三日顔を見ていないと。それで驚いて、そのとき、ばたばたしているときにある施設のヘルパーがそのお宅に来ました。ヘルパーも知らなくて、えっ、どうしてしまったのとちょっとした騒動になりました。それで、施設に問合せしましたら、実は施設に入所しましたという話です。入所して今日言ってあした入れるわけないのです。だから、高齢者に関係する人の連絡、その人に対しての要するに町もそう、ケアマネジャーもそう、ヘルパー、デイサービス、民生委員、見守り隊、全てのことが関わっているのです。そういう簡単なと言ったら申し訳ないのですけれども、そういうきちんとした連絡がなぜできないのかというのが私はとても残念でなりません。支援が必要な対象者に対しては、有機的、複合的、重層的なアプローチが私は必要だと思いますが、その辺りどのようにお考えですか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまの件、私にもそういった案件があったということは入っておるところでございます。そこに関しましては、これまで一度もないような例なのですけれども、一つの事業所が連絡を、語弊がありますが、たまたま抜けてしまったということであり、それ以外はそういったことでの連絡不行き届きというものはないように伺っております。実際共有会議というものは、社会福祉協議会を中心としてそれぞれの機関、運営会議ですとか全体会議、情報共有会議、トリアージ会議、民生地区部会会議など、月1回から年2回やるもの、2か月に1回やるものと多々そういった共有する部分はあります。その中で今回抜けてしまったというのは、本当は入所であればすぐにお伝えして、もう入所になったからねということは伝えるべきだったのですが、それ以外で情報共有と



いいますと、先ほど申しました会議の運営状況のとおり、月1回とかそういった隙間といいですか、その間で起きてしまったということも最終的に伝わり切らなかったというような原因にはなっているかと思えます。私としましては、情報共有会議は可能な限り行われていると認識はしておりますのでございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） そういう感じは分かるのですけれども、やっぱりせっかく民生委員の方が月1回以上の情報交換されています。見守り隊は、いろいろな出勤簿や日誌によって報告、情報確認されています。そういういいことをやっているのをなぜもう一歩前を出して、そこをやっぱりもうちょっと町民のために情報をうまく利用することを考えていただきたいなと私は思うのです。そこはお願いとして言っておきます。

それで次に、実はもう一つ事例があるのです。申し訳ないのですけれども、お付き合いください。独り住まいの男性がいらっしゃって、奥様は2年前にお亡くなりになってしまって、今1人で生活されております。介護も何も受けておりません。その方が2階のトイレで倒れてしまった。立てなくなった。ややしばらく時間が過ぎたらはって1階まで降りて、何とか電話にたどり着いて、もうどこに電話していいか、とにかく心細くて人を呼びたかったのです。皆様は簡単に救急車を呼べばいいだろうと言うけれども、そういう情感でもなかったようなお話のそぶりだったのですけれども、前に奥様が利用していた施設の電話番号が電話のそばにあったので、その施設に電話をかけたら、いや、うちではないので、役場に電話してくださいと言われたと。やっと電話通じたと思ったらもう一度かけ直せと言われて、もうすごいそこで悲しい思いをされたと思うのですけれども、涙ながら私に訴えていましたので。それで何とか役場に電話したら、役場は違う。すぐ来ていただいて、いろいろ対応なされたということがあります。これってもしかしたらまだまだある事例ではないかと思えます。今まで元気だった人がいきなり倒れたとか具合悪くなったときに、みんな救急車呼べの一言では、私はそれはと思うのですけれども、そのときに思った男性もやっぱり1人なのです。1人で住んでいるから、誰かがそばに来てほしいことだったのではないかと思うのです。だから、そういうときにやはり寄り添うのは町ではないかと思えますが、やっぱりそういう何かあったときに自分を守るためのこういうことをなさったほうがいいですよ、こういうことをしましょうという新たに町としてそういうことを、やはり今元気なお年寄り、一人住まいの人が本当に多くなってきています、町内。だから、そういうのを考えていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） ただいまの件でございますが、今事例を挙げてお話しいただきましたけれども、確かに私ども社協なり包括なり関わっていて、一旦直接関わっていた方がサービス何らかの形で終了したとなった場合に、残された方が今回のように独り暮らしになってしまうというケース結構ございます。できる限りということになってしまうのですけれども、最近あの方、あのご家族はど

うしたのだろうというようなところはもちろん話してはおりますし、姿が見えないというところであれば、実態が分からないということであれば訪問などもしておるところでございます。今回の事例にあったようなことが繰り返されないように、さらに訪問の在り方、それから関わり方など積極的に行っていくとともに、困った場合の連絡先など周知も今後徹底してやってまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 富岡町社会福祉協議会の会長でもある町長から。

町長。

○町長（山本育男君） 今、福祉課長からあったように、その辺について我々も、社会福祉協議会としましても十分に留意しながら今後進めていきたいと考えているところであります。

なお、社協とか、それから役場、それからいろんな支所関係、これは連携を密にして、その情報の共有をきっちりと図りながら、お互いに情報が滞らないように今後留意していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） よろしく願いいたします。

最後に、我が富岡町に暮らす方、避難先で暮らす方、一人一人が生活における楽しみや生きがいを見いだし、様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していただけるよう、行政の確実な取組をお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

2時10分まで空気の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 1時57分）

---

再 開 （午後 2時07分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

続いて、4番、渡辺正道君の登壇を許します。

4番、渡辺正道君。

〔4番（渡辺正道君）登壇〕

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番、町政執行状況について。(1)、町長就任以来2年が経過したが、町長の考える、町づくりの進捗は。特に、夜の森地区の展開と今後について伺いたい。

(2)、リフレ跡地、もしくは夜の森公園に近接した場所にイベント開催場所・地域交流の核となるような野外ステージの整備を検討してみてもどうか考えを伺いたい。

大きな2番、国の原子力エネルギー政策について。(1)、原発回帰に大きくかじを切った岸田政権、

国の原子力政策に対し、原発事故被災自治体の首長としてどのような考えかを改めて伺いたい。

(2)、原子力特別委員会で視察した、青森県六ヶ所村の日本原燃施設や、むつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設を町長も視察したと思いますが、所感を伺いたい。

(3)、原子力エネルギーにかわる再生可能エネルギー（太陽光・風力・地熱・バイオマス等）に対する考えと、本町における今後の展開について伺いたい。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 4番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、町政執行状況について。(1)、町長就任以来2年が経過したが、町長の考える、町づくりの進捗は。特に、夜の森地区の展開と今後について伺いたいについてお答えいたします。私は、令和3年8月6日に町長に就任して以来、ふるさととともにこれまでも、これからも気持ちを常に持ちながら、地域を活気づける産業、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その流れをもって、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる暮らし、自ら考え、行動できる子供を地域で育てる教育に関する施策を重点的に進めてまいりました。特に企業誘致や事業再開等の支援による地域産業の振興や子育て支援、福祉サービスの充実に努めることにより、誰もが住みやすい富岡町を目指し、全町一丸となって取り組んでおります。また、本年4月には、夜の森地区を中心とする特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、私たちがふるさとを取り戻すための新たなスタートを切るなど、着実に復興創生の歩を進めております。一方で、町内においては、買物環境や飲食店などの生活関連サービスが十分ではなく、本年9月1日時点の町内居住者が1,594世帯、2,232人とまだまだ居住人口が少ないため、以前のようなにぎわいが戻っていないことから、良好な住環境や都市公園機能を生かし、さらなる帰還と移住、定住の促進が必要と認識しております。また、夜の森地区におきましては、地域振興の拠点としてリフレ富岡跡地への「暮らしに、「楽しみによる心の豊かさ」を」をコンセプトとする買物環境と温浴施設との複合的な施設整備の具体的な検討に着手するとともに、町の宝である桜並木を後世に継承するための計画的な植え替えによる発展的な保全と観光資源のPRに努めており、かつてのように地域の皆様が豊かな自然の中でおおらかな暮らしを実感でき、そして地域資源を生かしたにぎわいの創出を目指して取り組んでいるところであります。私は、本町の町づくりにおいては町内全域の避難指示の解除が不可欠と考えており、本年11月末を目途としている特定復興再生拠点区域復興再生計画で点拠点及び線拠点に位置づけられている小良ヶ浜地区、深谷地区の墓地、集会所や、それらへのアクセス道路の避難指示解除を確実なものとすることで復興再生の突破口とし、当該地区の一日も早い避難指示の解除により、私の政治姿勢である均衡ある町の発展を成し遂げる覚悟を持って、希望と笑顔あふれる町づくりに今後とも全力で取り組んでまいります。

次に、(2)、リフレ跡地、もしくは夜の森公園に近接した場所にイベント開催場所・地域交流の核となるような屋外ステージの整備を検討してみてもどうか考えを伺いたいについてお答えいたします。リフレ富岡や夜の森公園があった夜の森地区については、震災前は夜ノ森駅を起点とした市街地が形成され、多くの住民が生活していたことにより、平成30年に特定復興再生拠点区域に位置づけし、国、県、町が一体となって生活環境の回復を進め、本年4月1日に避難指示が解除されました。この夜の森地区につきましては基幹道路が桜並木となっており、春には県内有数の観光スポットとして町民のほか多くの方々が来町され、震災前には夜の森公園を会場として町の一大イベントである桜まつりを開催しておりました。また、今年の8月7日には、夜の森公園にて常磐線舞台芸術実行委員会主催のイベントも開催されるなど、夜の森地区内におけるイベントステージの必要性も感じているところでもあります。一方、震災後行っている桜まつり等の町復興に向けた事業以外でのステージイベントの利用がまだ少なく、整備に向けてはその時期と将来的な利活用や整備場所等を見据えて検討してまいります。

次に、2、国の原子力エネルギー政策について。(1)、原発回帰に大きくかじを切った岸田政権、国の原子力政策に対し、原発事故被災自治体の首長としてどのような考えかを改めて伺いたいについてお答えいたします。政府は、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するために、内閣総理大臣を議長とするGX実行会議を発足させ、本年2月にGX実現に向けた基本方針を閣議決定いたしました。この基本方針にエネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組として、原子力の活用が記載されております。内容といたしましては、安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えの具体化や厳格な安全審査を前提に、40年プラス20年の運転期間制限を設けた上で一定の停止期間に限り追加的な延長を認めるほか、核燃料サイクルの推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知識の共有や資金確保等の仕組みの整備、最終処分に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけの抜本強化等を行うものとされております。国のエネルギー政策について私は直接コメントする立場にありませんが、福島第二原子力発電所の立地町としてその動向は重要と捉えておりますので、今後も注視してまいる考えであります。その上で、まずは福島第一及び第二の廃炉を安全かつ着実に進めていただくとともに、福島第二の廃止措置計画の実行に当たっては地元企業の参入についてしっかりと求めてまいります。

次に、(2)、原子力特別委員会で視察した、青森県六ヶ所村の日本原燃施設や、むつ市の使用済み燃料中間貯蔵施設を町長も視察したと思うが、所感を伺いたいについてお答えいたします。昨年11月、福島県原子力発電所所在町協議会の視察研修として青森県六ヶ所村と同むつ市を訪問いたしました。この視察研修は、今後使用済み燃料や低レベル放射性廃棄物の敷地内保管及び県外搬出、最終処分等について議論される機会が多くなることを想定し、放射性廃棄物について知識の向上を図ることを目的として実施されたものであります。六ヶ所村におきましては、日本原燃株式会社において、再処理

工場、放射性廃棄物貯蔵センター、ウラン濃縮工場を視察し、核燃料サイクルの取組について説明を受けてまいりました。また、むつ市におきましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社において、使用済み燃料中間貯蔵施設を視察し、山背が常に吹いている地域性を有効に活用し、自然対流により燃料を冷却する仕組み等の説明を受けるとともに、施設の誘致に関しては地元商工会による賛同署名など強いバックアップがあったことを伺ってまいりました。この視察研修を今後に生かすとともに、福島第二の廃止措置計画が安全かつ着実に実行されるように様々な情報を収集してまいります。

次に、(3)、原子力エネルギーにかわる再生可能エネルギー（太陽光・風力・地熱・バイオマス等）に対する考えと、本町における今後の展開について伺いたいについてお答えいたします。本町は、東日本大震災及び原子力災害の経験を教訓とし、原子力に依存しないクリーンな再生可能エネルギーを活用して、近年増加する自然災害に備える施策を推進しつつ、気候変動の要因である地球温暖化対策にも貢献する町づくりを目指しております。富岡町災害復興計画（第二次）後期においても、再生可能エネルギーに関連して掲げた災害に備えた町づくり、原子力に依存しない新たなエネルギーの創出、新たな農業へのチャレンジの3つの重点取組を推進するため、令和3年3月に富岡町再生可能エネルギービジョンを策定し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー活用の基本方針を定めております。現在、町内では、農地の有効活用として大規模な太陽光発電設備が導入されており、これらによる年間の太陽光発電総量は約11万MW/hと推計され、町内のエネルギー需要の全てを賄える数値となっており、再生可能エネルギーの生産に大きく貢献しておりますが、町政懇談会等の場においては、町内の景観保全や農業担い手への農地の集積、集約などに支障を来しているといったご意見もいただいております。また、洋上風力発電につきましては民間事業者による事業が計画されており、漁業関係者との協議、調整や環境影響評価の手続が実施されているところです。再生可能エネルギーの活用にあたっては大きなメリットが期待される一方で、風力発電における高額な導入費用や発電効率、地熱発電における開発調査に係る期間やコスト、バイオマス発電においては安定した原料調達など様々な面で課題も多く、環境に与える影響や町内の景観への配慮等を含め、さらなる検討も必要であります。町といたしましては、非常時の電源確保等の観点から、全国の先行事例を研究しながら町有施設への再エネ設備の積極的な導入を検討するとともに、町内における住宅用太陽光発電、蓄電池及び電気自動車給電設備の導入支援を通じ、自家消費型利用による再生可能エネルギーの活用を促進してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 答弁ありがとうございます。大きな1番、(1)に関しては、町長の町政報告及び7番、安藤議員との質問等のやり取りの中と重複するようなことがあるかもしれませんが、その点をご容赦ください。

まず、本町の第二次復興計画の資料の中の文言をお借りして再質問させていただきますが、復興計

画の資料の中には、政策、施策の検討には、課題の抽出、環境変化の把握、施策体系の再構築、目標の明確化、取組の検討というような大きな項目が5つ記載されております。それにのっとって考えたときに、本町、特に夜の森地区の最優先課題は何とお考えですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 先ほど午前中に安藤正純議員にもお答えしたとおり、夜の森地区のにぎわいを取り戻していくといったこと、そういった意味で一番その辺を、にぎわいを創出していくことが課題だろうと。そしてまた、そのにぎわいをつくっていくことによって人が人を呼び込んでくるだろうという施策を考えていくということだと考えております。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 町長じきじきに最初から答弁していただいて恐縮なのですが、また同じような質問になりますが、それではいわゆる夜の森地区の中心、核となるような施設、地域をどの辺と捉えているのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） やはり夜ノ森駅、夜の森公園、それからつつみ公園、こういった資源を活用しながら、それと同時に夜の森、リフレの跡地もそれと一体的な整備をかけていきたいと考えているところであります。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 夜の森公園の整備が終了しました。現状夜の森公園は、今後の発展に寄与するような施設として復旧されたとお考えですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） もちろんその公園を利用して最良な住環境を提供できるものと考えておりますので、公園もこれからの一つの資源として、将来的にこの住環境の整備の中の一つとして大変重要な資源だと考えております。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 確かに町長おっしゃるように、近隣の居住環境からすれば夜の森公園は非常に大切な施設といたしますか、公園だというのは認識しておりますが、私も以前全協だったか、委員会だったか忘れてしまいましたが、整備は終わりましたと、夜の森公園に関しては。ただ、町内の事業にいろいろ言えることなのですが、復旧工事であって、私は復興に寄与するものとはあまり考えておりません。それで、国費を投入して、交付金を投入して整備をしてしまったわけですから、これ以上また手を加えるということにはいろいろな弊害があるかもしれませんが、やはり夜の森地区における中心核は、私はリフレでなくて夜の森公園だと思います。ここが中心、こっちが中心ではなくて、今後人を呼び込む、発展性のある場所と考えたときには、やはり中心核となるのは夜の森公園だと思います。

それで、またこれ町長にお答え願うようになってしまうのですが、町長就任時、福島民報の「ひと」というインタビュー記事がありました。その一文の中に町長は、拠点内にある夜の森地区に桜並木を生かした花のテーマパークを整備し、観光客を呼び込む構想を練るようなお話が記載されていました。就任して2年間、まだまだいろいろな問題は山積していると思いますが、この構想は現在もお持ちですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 「花と緑あふれる富岡町」というのは富岡町のキャッチフレーズでありますので、ぜひそういった意味ではいろんな花、フラワーパークとなるかどうかは分かりませんが、四季折々の花が咲くような町づくりをしていきたいとは考えております。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 丁寧な説明ありがとうございます。

また、これも町長が就任した12月の定例議会の一般質問です。夜の森地区を含めた均衡ある発展の施策はという質問に対し、町長は「特に夜の森地区においては、町のシンボルである桜並木の計画的な植え替えによる発展的な保全に継続して取り組むとともに、夜の森公園を明るく開放感のある公園に整備し、地域住民の憩いの場はもとより、新たな交流拠点の一つとして再生を図ります」、さらに当時だったのですが、12月のとき「さらには現在開催中のYONOMORI まち灯りをはじめ、東西自由通路を新たに設置した夜ノ森駅を中心に年間を通して人を呼び込むイベントを開催し、町の魅力を積極的に情報発信してまいります」、このように答弁しています。

結局私が言いたいことは、町長やはりテーマパーク頑張ってくださいよ。町長は就任して2年です。しかし、選ばれた人間です。私は、足を引っ張るつもりはありません。全くこのテーマパークに関しては同感です。ですから、町長の手を取りというもおかしな話ですが、背中を押します。ぜひともこの第二次復興計画、いろいろな施策はあくまでも前町長の施策を踏襲しているにすぎないと思います。その中で町長のカラーをぜひとも出していただいき、その中で政策実現していただきたいなど、私個人的には、同僚の議員の中にも恐らく賛同してくれる議員はいると思いますので、リフレの話までを持ち出すとこれ混乱しますので、今回は私一切しませんが、それらを含めた夜の森地区全体を考えた政策展開をお願いしたいなと思っておりますが、結局この答弁また町長に求めるようになってしまうのですが、病み上がりでお疲れでしょうが、よろしく願います。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） お気遣いいただきましてありがとうございます。私もある程度公約を掲げて当選したからには、その公約実現に向けて最大限努力はしていかなければいけないと考えているところであります。ただ、すぐにできるもの、それから時間がかかるもの、それからこれから検討してよく考えなければいけないものと、いろんなものがございます。今後も一つ一つ富岡町全体も含めて発展できるように取り組んでまいりますので、議員の後押しまたよろしく願いたいと思います。今

日は、ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

総論的なお話から、(2)番、野外ステージの話に戻ると何か各論の話になってしまうのですが、恐らくこの文面の私の2行ぐらいの文字で野外ステージの規模感というのは執行部の皆様は理解できているのかなというような感覚でいます。

それで、規模感についてお話しさせてください。まず、確かに桜まつりとか常磐線舞台芸術祭、富岡演劇祭、また11月にはツイード・デニム・ランとか、自転車での町内周遊とか、観光協会主催でイベント開催が予定されている。着実に町内では文化の振興が進んでいると、これは私も認める所です。ただ、この交流施設というか、人の交流が生まれたとしても、やはり核となるようなやっぱり場所があればなおいいのではないかなと。特定復興再生拠点区域アクションプランが令和2年の3月に策定されて、いわゆる夜の森地区のイメージというのがイラストで描いてあって、ある程度は理解できます。ただ、やはりその中で復興のイメージがいまいちはっきりつかめません。中心地がそれこそリフレ跡地になるのか、夜の森公園なのか、つつみ公園なのか、夜ノ森駅なのか、あの地域全体をやはり盛り上げていくには、場所は先ほど町長答弁の中にもありましたが、整備時期や場所に関しては今後継続的な検討が必要ですよというような答弁がありましたが、規模感といいましても二中で開催された桜まつりのステージ、同じく檜葉町で天神岬公園で開催されているイベントがあります。それらの規模感でいいと思うのです。それを念頭に皆さん、事前に担当課長とお話したのです。いわき市に三崎公園というものがあります。三崎公園の中に野外音楽堂というものがあります。そこは、規模感としては椅子席900、芝生席1,500です。まさかこんな大きな規模の音楽堂は私は望んでいないのですが、この10分の1でもいいと思うのです。芝生席だけでもいいと思うのです。雨風をしのげるような、ポケットパークに設置してあるようなちょっとした屋根付きのコンクリートの打ちっ放しのすり鉢状の施設でもいいと思います。そういうものをひとつ造ることによって、やはり種々の文化の振興とか、人、交流人口の中心核となるのではないかと、そのように考えています。思いつきで野外ステージというようなことを申し上げているわけではなくて、私の思っているところは100%伝わったとは思いませんが、再度確認になりますが、これらの私の意見を踏まえて今後検討するということですが、必要性はどのように認識しているかお答えいただけますか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。近接する土地にステージを設置したらというご質問でございました。どれぐらいの規模のイベントを想定し、頻度はどれぐらいか、それによって設置するステージの大きさを決めて、設置費用と維持管理費用、これを考慮いたしまして、必要であればこの土地に土地を求めてということで検討していかなければならないと思います。いろんなことを考えていきながら財源も求めてやっていきたいと思っておりますので、慎重に検討してまいりたいと思



います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 唐突なお願いであれなのですが、少なくともこの野外ステージを造りましょう、造りましょうと言ってもなかなかこれ一朝一夕にはいかないし、私のさらなる提案として、この野外ステージを造ることを今後計画されている第三次復興計画の中に組み入れることが可能か。もしくは、特定復興再生拠点区域アクションプランの後に新たな整備計画を策定したらいかがかなと思います。そのような考えもしくは予定はございますか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

まず、第三次災害復興計画ですが、今その下案として町民の皆様幅広く参加していただいたワークショップを開催しております。その中で、町民の皆さんからそういった意見が出れば、それは我々としても多くの意見を組み入れたいと思っておりますので、三次計画の中に反映させることも可能かと思っております。まずは先ほどから出てきています二次計画の事業精査をさせていただいておりますので、そちらの結果を見て三次計画の策定に入っていきたいと思っております。

なお、三次計画策定に当たりましては、議会のご協力をいただきつつ、議員の皆様今の予定ですとお二方検討委員会にも入っていただくこととなりますので、なおこの場をお借りしまして報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） お答えします。施設整備等については都市整備課長からお答えしておりますけれども、私からにぎわいづくりですとか文化振興の面について少しお話をさせていただければと思っております。

まず、文化振興の点でございますけれども、富岡町で持っております学びの森のステージが非常によいステージというふうな、音響についてもいいですし、あと舞台の補助してくださる方がついてくださるということで、演奏する方にとってはすごくいい環境が整っております。また、さくらモールとみおかの食事をする部分で毎月1回ぐらい地域住民の方が中心となりまして、音楽のイベントを開催していただいているということもございます。こうした町民の方々のイベントがどんどん増えていくということを町としても後押しをしてまいりたいというところであります。

この常設のステージということになりますけれども、私も少し趣味で演奏ということは町民の方に交ぜてもらってやっているところでありますけれども、なかなかやっぱり人前で演奏させていただくということは非常に励みになるものでもありますので、あと例えば桜まつりのときに民間、アマチュアのバンドの方々がたくさん、演奏したいという方たちがたくさんいらっしゃるということでも、ニーズについては一定数あるものと思っております。まず、夜の森地区のにぎわいを高めていくという

ことで、こうした富岡町ならではの音楽活動でありますとか芸術文化の活動を盛り上げていくというソフト事業についても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

計画策定の中でというところでこの施設整備まで明記するかという点については、少し考えなければいけないと考えておりますけれども、こうした文化振興ですとか町民の皆様主体となった活動をより一層やりやすくするという点につきましては積極的に取り組んでいき、にぎわいの創出につなげていくべきものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。2番に関してはこれでおしまいにしようかなと思ったのですが、副町長の答弁があったので、さらにもう一回言わせてほしいのですが、これ以上は私も言いませんが、やっぱりこまい話をいろいろお聞きすると、桜まつりのイベント費用であったり、そういうものが毎年毎年どのぐらいかかっているのかというのは大体お聞きしました。あと檜葉町についてもいろいろお聞きしました。その中で細分化されて、音響施設であるとか、ステージ設置費用であるとか、人件費とか、結構ばかにならないお金、それが毎年毎年かかるわけです。ですから、常設であることで利便性が上がるし、仮設ステージの費用の削減にもなるわけですから、その辺を考えて夜の森地区にぜひともステージ、音楽に限らず、いろいろな文化、演劇なんかも何でも使えますから、そういう意味でご理解いただきたいなと思っております。

そして、またこれリフレを造らなくてという意味では決してないです。リフレのような構造物を造るということは、これ当然維持費もかかりますし、この野外ステージに関しては、夜の森公園の桜であったり、緑と調和したようなものを造れば環境負荷もかからないし、さらにやっぱり交流人口の中心的な核となるのではないかなと私は考えております。

この辺に関しては答弁は結構ですから、続いて2番の原子力政策について移らせていただきます。

(1)番、これ先ほど町長答弁の中にありました。私も、政府のGX実行会議の説明文章を読みました。ただ、あれを読む限り、今後質問の中で触れるつもりですが、これは本当に渡りに船で、いいタイミングで、国のことだから町長がどうのこうの意見する立場にはないというのは理解しておりますが、これだけの原発事故災害、被災地の当事者として原発再稼働に関してはやはりはっきりノーと私は言ってほしかったのですが、その辺に関して結局また町長になってしまうのでしょうか、原発の再稼働に関してはいろいろな社会情勢とか勘案して致し方ないのかもしれませんが、実際どのようなお考えですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 全く国の政策に対してご意見を申し上げることは差し控えたいと思っておりますが、我々第二原子力発電所の3号機、4号機の所在町としましては、この廃炉に向けて安全かつ、それから確実に進めていただくようお願いするという立場でしか今のところ話しようがないかなと思っております。

おります。ただ、私的な考えで言わせていただければ、国の施策は国の施策として、我々町民の考えは考えとして、いろんな考え方があってしかるべきだろうとは思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。国の原子力政策、原発再稼働に関してまではなかなか言及して言いづらい立場なのは存じておりますが、答弁ありがとうございます。

それで、(2)番の中間貯蔵施設と再処理施設の件について移らせていただきます。まず、原特で六ヶ所村とむつ市を視察させていただきまして、私は端的に言うと不信感を募らせた一人です。その根拠というのも、あれだけ膨大な施設、お金のことを言えば、出ている数値に関してはいろいろあるのですが、私が見た資料の中では21年6月現在で、再処理工場で14兆4,400億円、MOX燃料加工場2兆4,300万円。これはさらに増える。といいますのも、26回の延期をしてまだ稼働していない、竣工していないというお話でした。

それと、ここで引き合いに出すのは不謹慎かもしれませんが、原発事故後10年間で賠償、除染、その他いろいろ含めて支払われたお金が13兆円。核燃料は使い終わると原発にあるプールなどで貯蔵され、その後再処理工場に搬出される。既に六ヶ所村の工場には各地から再処理を行う前の使用済み核燃料が運び込まれていて、貯蔵プールは99%が埋まっている。さらに、六ヶ所村の再処理工場では1回はできたとして2回目以降の再処理ができないので、別の施設を建設しなければならない。なかなかこのサイクルは、現状では回るのは難しい状況。結局のところ、何度も言うようですが、プルサーマルにおいて核燃料サイクルは頓挫してしまっているわけで、この膨大な経費、費やしたお金の帳尻合わせといいますか、使って投資したのだからもうやむを得ない。言葉を換えて言わせてもらえば、国としてはもう前門の虎、後門の狼、引くも地獄、下がるも地獄と、こういったようなもう原子力行政に行き詰まっているのではないかなと。

そういう状況の中で、現在行われている福島第二原子力発電所の廃炉、特に福島第一原子力発電所の廃炉も当然すごく関係していることですが、福島第二原子力発電所の廃炉が安全かつ確実に行われていくのか、また約束された使用済み燃料の県外搬出が確実に実行されるのか、このような原子力行政に不信を募らせている私としては改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） すごく答えにくい質問であります。先ほども言いましたように、我々とすれば福島第二原子力発電所の3、4号機、これの廃炉を安全に確実に行っていただきたい、その1点だけあります。それ以上の答弁につきましては控えさせていただきたいと思っております。いろいろと察していただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） なかなか難しい状況といいますか、答弁を強いているような感じがして申し

訳なかったです。私としては、いずれにせよ、今廃炉を安全に確実に実行してもらうことを一貫性と継続性を持って国や関係機関に訴え続けていただきたいと思います。

さらに一方、前回の私の一般質問の中で、町長はしたたかというようなお話をしました。このしたたか、結局こういう議会という公の場で言うのも変な話ですが、一貫性と継続性を持って国や関係機関に訴え続けること、これはもちろんですが、そのしたたかな意味でやはり今後福島第二原子力発電所に残る使用済み核燃料と高レベル放射性廃棄物等の適正な処理がなされないような場合は、期間内にも県外持ち出しがなされないような場合は、本町の行財政を考慮しながら、担保するわけではないですが、法定外課税であるとかその辺の検討も粛々と進めていただきたいと思います。

それで、時間もあまりなくなってきたので、(3)、再生可能エネルギー、これに関してはある程度町長答弁の中で理解できたのですが、洋上風力発電に対しては何か検討、調査されている趣旨のお話がありましたが、もう一度詳しく本町における再生エネルギーの検討、調査に関してはどのような状況なのかご説明ください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。洋上風力発電でございますが、こちら国の実証実験といたしまして、富岡、楡葉沖で大きさの違う3種類の風力発電を実証実験としてやっておりました。こちら正確な結果というのは私もまだ入手しておりませんが、結論からいいますと採算性は難しいというような評価が出ているようです。

なお、現在のところ、所管の委員会ではお知らせいたしましたが、洋上風力発電にチャレンジしたいという事業者がありまして、そちら環境アセスメントまで行っているようでございます。町といたしましては、漁業者との協議をしっかりとさせていただいて、再エネにチャレンジしていただく企業があるということは心強いところではございますが、環境に配慮して進めていただきたいと申入れをしているところでございます。なお、この業者に関しましては、今後進捗が見られれば報告をいただけることになっておりますので、議会の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 洋上風力発電に関する答弁ありがとうございます。

あと、さっき風力発電に関しては高額だみたいな、設置に関しては町長答弁の中にあっただと思うのですが、最近国道288号線を夜に行き来すると風力発電の大きなプロペラを搬送しているのに擦れ違いました。それで阿武隈山系に設置しているみたいなのですが、本町にはどの程度の情報があり、どのようなものが、規模感のものが造られるか、その辺の情報は持ち合わせているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 不勉強で申し訳ございません。私でそちら、今渡辺正道議員おっしゃったような現場がどちらになっているかというのを把握してございません。なお、県内で風力発電やつ

ている事業所、建設中のところは多々ございますが、現在稼働しているところ8か所で88基のプロペラが回っているということは確認してございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） どういう事業計画、もしかすると副町長あたり県の事業の中で存じ上げているのかなと思っていたのですが、これ以上お聞きしませんが、何か情報があったら個人的に教えていただだけでも結構です。イメージ的にこれ同じ阿武隈山系で、山も近いですから、町内の西に風力発電の開発とか検討もなされてもいいのではないかなと単純に思っているわけでしたお聞きしました。

時間も時間ですので、最後に1つだけ言わせていただきます。震災前は、当町は原子力発電という地域経済が核となって、行財政を運営されてきました。しかし、事故後、福島イノベーション・コースト構想や目指す再生可能エネルギー関連産業などの新産業が集約して、事故前の産業構造、原子力発電所主体の産業構造及び行財政構造からの変革期がまさに今来ているのだと思います。そのいわゆる再生可能エネルギーはじめ福島イノベーション・コースト構想に今まで以上に注力していかないと、いわゆる原発依存というものを完全に脱却していくにはもう遅いのかもしれませんが、廃炉という産業、いわゆる原発産業にばかり依存するのではなくて、新たな産業構造、福島イノベーション・コースト構想に見る再生可能エネルギー、地域産業の在り方を見据えて、本町特有の事情や地域における原子力利用の将来動向、多様な利害関係者との関係性を見極めた上での確な方針を出すことが必要だと考えますが、最後に町長一言いただけますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今まさに議員おっしゃるとおりなのかもしれません。そういう意味では、今本当に変革期になっているのか、なりつつあるのか、その辺の見極めまだできておりませんが、いずれにしても福島イノベーション・コースト構想、それからエフレイ関係、こういったものが今後中心になるだろうとは思っておりますので、そういう意味ではこれからいろいろと勝負しどころという考え方もしております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

最後に一言、言わせてください。国の原子力行政、先ほど私の感覚でいうと、引くに引けないような、前門の虎、後門の狼という話もしましたが、リフレに関しても、形は違う、規模感も違うと思いますが、やはり、温泉が出ているから使いましょうということなのかなと私は個人的に理解しておきますが、やはり計画を再度見直して、中止までは持っていかななくても、改めて再検討することも立派な政策だと思いますし、このままある程度町内、議場の空気を読んで再検討するのも立派な政策だと思いますので、よろしく願いして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

た。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日20日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時06分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 啓 憲

議 員 渡 辺 正 道

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)



# 令和5年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和5年9月20日（水）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第1号 令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第36号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

○出席議員（10名）

1番	堀本典明君	2番	佐藤教宏君
3番	佐藤啓憲君	4番	渡辺正道君
5番	高野匠美君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	高橋実君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	斉藤一宏君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	飯塚裕之君
健康づくり課長	黒澤真也君
生活環境課長	遠藤博生君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君

産業振興課 部長補佐	佐藤美津浩君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

参議事 会務局 兼事務局長	小林元一
議兼庶務係主任 会務局長	杉本亜季
議会事務係主 庶務局主事	高橋優斗

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 高野 匠 美 君

6番 遠藤 一 善 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(志賀智秀君) おはようございます。それでは、報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

本報告は、令和4年度の一般会計における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

報告書を御覧ください。健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないことから該当がありません。将来負担比率についても、充当可能財源等が

将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。実質公債費比率については、前年度から0.9ポイント改善のマイナス1.7%となっておりますが、実質公債費比率算出の分子となる元利償還金等の額に対し、基準財政需要額に算入された控除額が上回ったため、マイナスの数値となったものでございます。

次に、資金不足比率については、いずれの特別会計においても資金不足が生じていないため該当はございません。

なお、このことに関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりでございます。

以上が令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告となります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の佐藤恵子氏が令和5年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き佐藤恵子氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐藤氏は、昭和30年7月に旧小高町に生まれ、年齢は68歳であります。昭和54年3月に福島県立総合衛生学院を卒業し、同年4月から富岡町役場職員として公衆衛生の専門家である保健師の資格を生かし、平成25年3月までの長きにわたり地域保健行政の最前線でご活躍されました。退職後は、行政保健師としての専門性を生かし、富岡町社会福祉協議会生活支援相談員やふくしま心のケアセンター専門員としていわき方部を中心に様々な悩みを抱える被災者に寄り添い、町民への支援にご尽力されました。令和2年10月からは、人権擁護委員として職務に精励され、人権相談会や人権啓発活動に積極的に取り組むなど、人権擁護委員の職責を最優先に活動されております。このように佐藤氏は行政

保健師としての豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として推薦するにふさわしいと考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 投票箱、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否の表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上3名を指名いたします。

よって、立会人の方々に開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成9票、反対ゼロ票であります。以上のおり賛成全員であります。

よって、本件につきましては適任であるとの意見を付記し、答申することに決しました。

次に、認定第1号 令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者より併せて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第1号から第8号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 次に、会計管理者より一般会計、特別会計併せて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（植杉昭弘君） おはようございます。それでは、令和4年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧ください。初めに、令和4年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出予算につきましては、出納閉鎖期日である令和5年5月31日をもって出納を閉鎖し、地方自治法第233条第1項の規定により歳入歳出決算を調製後、関係書類を添えて令和5年7月3日付で富岡町長に提出しております。

それでは、概要についてご説明いたします。1枚おめくりいただき、1ページ、2ページをお開きください。まず初めに、歳入についてご説明いたします。予算現額167億5,581万7,000円に対し、調

定額は174億798万5,722円、収入済額は163億9,949万1,410円であり、予算現額に対する収入割合が97.87%、調定額に対する収入割合は94.21%でした。調定額に対して収入未済となった総額は10億808万6,415円であり、内訳は記載のとおりとなっております。このうち国庫支出金の7億9,486万2,816円と県支出金1億6,237万5,000円につきましては、主に令和5年第3回富岡町議会6月定例会でご報告をいたしました令和4年度から令和5年度へ繰越した事業の財源でございまして、今後事業の完了に伴い交付されるものでございます。ご参考といたしまして、さきにご説明しました予算現額に対する収入割合は、この国県支出金が事前に交付されたとして算出いたしますと103.59%になりまして、調定額に対する収入割合は99.71%となります。

次に、不納欠損の総額は40万7,897円であり、内訳は記載のとおりとなっております。収入済額のうち、基金からの繰入金の総額は29億2,232万2,381円でございます。内訳は記載のとおりとなっております。

次に、歳出についてご説明いたします。2ページを御覧いただきたいと思っております。予算現額167億5,581万7,000円に対し、歳出総額は147億4,571万7,029円であり、予算現額に対する執行率は88.00%でした。なお、この歳出総額にも令和5年第3回富岡町議会6月定例会でご報告いたしました令和5年度へ繰越した事業費16億1,308万1,890円が含まれておらず、ご参考といたしまして、この繰越事業費を歳出総額に加えると、歳出総額が163億5,879万8,919円となりまして、予算現額に対する執行率は97.63%となります。

次に、不用額の総額は3億9,701万8,081円であり、50万円以上の不用額が生じた件数は81件、款ごとの件数は記載のとおりとなっております。

予算流用につきましては77件、1,943万7,000円、予備費充当は5件、1,292万7,000円でありました。

次に、実質収支の状況について申し上げます。歳入総額163億9,949万1,410円、歳出総額147億4,571万7,029円、歳入歳出差引額16億5,377万4,381円、次年度へ繰り越すべき財源6億5,783万2,890円、実質収支額9億9,594万1,491円、基金繰入額5億円となっております。

令和4年度財産に関する状況につきましては、令和4年度富岡町歳入歳出決算書156ページから163ページへ記載のとおりとなっております。

次に、特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。なお、特別会計における説明は、3、実質収支の状況についての実質収支額のみとさせていただき、その他につきましては記載の内容をご確認くださいようお願いいたします。

それでは、3ページ、4ページをお開きください。令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は2億8,953万5,468円です。

5ページ、6ページをお開きください。令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は1,386万1,435円でした。

7ページ、8ページをお開きください。令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算



の実質収支額は976万2,200円です。

9ページ、10ページをお開きください。令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額はゼロ円でした。

11ページ、12ページをお開きください。令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は8,226万9,803円でした。

13ページ、14ページをお開きください。令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の実質収支額は56万3,010円です。

15ページ、16ページをお開きください。令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は56万6,455円です。

以上で令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計も併せてお願いたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より令和4年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読をいたします。

1ページをお開き願います。令和4年度決算審査意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。①、令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑧、令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑨、令和4年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間。令和5年8月2日水曜、3日木曜、4日金曜までの3日間。

2、審査の基本方針。令和4年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定められる目的に従って、事務事業が効果的、経済的、合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか。または、計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用の状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考に

して審査した。

3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、令和5年8月1日までに町長から送付された令和4年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果を収めたものと認めた。また、令和5年7月24日に町長から送付された令和4年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括。4ページの5、審査の内容、10ページの6、補助金の審査について、11ページ、7、基金の運用及び管理状況について、11ページ、8、財産に関する状況については、各項目にコメントや表を記しておりますので、朗読を省略し、11ページのむすびを朗読いたします。今回の審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか。また、条例や規則などの例規を遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

本町においては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から12年余が経過し、本年4月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたが、小良ヶ浜・深谷地区においては、いまだ帰還困難区域となっており、一日でも早い避難指示の解除に向け、様々な課題を解決する必要がある。

そのような中で、今後も多くの施策が求められ、特に定住人口や交流人口の増加を促進する施策、更には、特定復興再生拠点であった地区の振興施策や国際教育研究拠点に関わる施策が主要な政策になるものと推測され、量的にも質的にも既存の枠組みにとらわれない斬新かつ果敢な行財政運営が引き続き求められるところである。

令和4年度決算においては、一般会計の決算規模は歳入163億9,949万1,410円、歳出147億4,571万7,029円、特別会計が歳入50億6,253万8,128円、歳出46億6,597万9,757円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では、歳入214億6,202万9,538円、歳出194億1,169万6,786円となっており、総体的には概ね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が昨年度より0.9ポイント減となるマイナス1.7%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は、16億8,106万3,000円で、前年度より3億3,933万円減少するなど、着実に財政の健全化が図られていると評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未済額が10億808万6,415円となっており、その内訳は町税3,605万362円、使用料及び手数料1,441万6,400円、国庫支出金7億9,486万2,816円、県支出金1億6,237万5,000円、財産運用収入33万4,287円、諸収入4万7,550円となっている。

これらのうち、繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、町税及び町営住宅使用料が大半であり、受益者負担の公平性の観点に加え、今後、納税意識の低下による滞納者の増加も懸念されることから、各担当部署で保持する滞納者の状況等の情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、適正な法的対応も含め滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において、収入額が予算額を下回る項目が散見され、総額で3億5,632万5,590円の歳入不足が生じていたが、内容を聴取した結果、本件については逡次繰越や繰越明許を起因とするもので、これによる歳入不足は問題ないものと判断する。しかし、予算に対する歳入の不足は歳出予算の執行を阻害するおそれもあることから、安易に歳入不足を生じさせる事のないよう、引き続き適正な予算要求と執行管理に努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が2.3%で、不用額の総額は3億9,701万8,081円となっており、前年度より割合及び不用額は減少している。不用額を出す要因としては、年度末までの支出の可能性があるため予算を確保しておくべきものや事業の改善、工夫による節減によるものの他は、過大な積算によるもの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議による遅れ等で事業未了となったものなどが考えられる。以前の決算審査において指摘した支出見込みがないにもかかわらず減額補正せず、安易に不用額を生じさせている事案については、改善も見受けられたが、これらは効率的な予算の再分配を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

震災以降、予算規模が増大する中で、ともすると予算計上、予算執行に緩みが生じる傾向も否定できず、予算編成にあたっては、明確な事業計画に基づく精密な予算見積りによる予算計上、情勢の変化にともなう更正や追加などを適宜行い、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求を心掛けていただきたい。そして、その執行に当たっては、慣例や前例に囚われないより柔軟な創意工夫により、地方自治法の趣旨である最小の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。更には、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足に起因すると推測されるミスが散見されたことから、引き続き、職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策を強化されるよう要望する。

また、限られた財源を有効活用し、健全で将来にわたる持続可能な行財政運営を目指すためには、本町の取り巻く環境を考慮し、令和3年3月に作成した富岡町財政シミュレーションに基づき適正な財政運営に取り組んでいただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、令和4年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（高橋 実君） それでは、この際お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、この後、休議をし、現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

現地調査の詳細については、事務局長より報告させます。

暫時休議します。

休 議 (午前 9時47分)

---

再 開 (午前 9時48分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

それでは、先に新田団地、次に夜の森公園の現地調査を行いますので、各自速やかに現地に集合していただきますようお願いいたします。

それでは、10時50分まで休議します。

休 議 (午前 9時48分)

---

再 開 (午前10時48分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 24、25ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 26、27ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 28、29ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 30、31ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 32、33ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 34、35ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 36、37ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 38、39ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 40、41ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 42、43ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 44、45ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 46、47ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 48、49ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。50、51ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 52、53ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 54、55ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 56、57ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 65ページの008、移住・定住推進事業費1億2,605万8,510円、この効果がどのような効果があったのか、それを教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） それでは、お答えいたします。

移住定住促進事業ですが、こちらは主に首都圏に対しての移住相談会、あるいはお試し住宅の運営費用等に充てております。内容といたしましては、PR広告、それから動画、そういったものの作成費用に充当してございます。中には移住相談の相談会を開催しておりまして、合計6回、71組の方々にご来場いただいて、相談を受けてございます。また、移住ツアーなども企画しておりまして、そちらには11名の方、参加していただいております。それから、モニターツアーということで県外の情報紙に広告を載せまして、町内に来ていただくツアーを企画しておりまして、昨年度の参加者は23名来ていただいております。大きいものがお試し住宅の運営費用なのですが、年間で約450名の方に来館いただいております。県内の方は約200名、県外からは約250名の方にお越しいただいております。移住、定住の相談なども50件ほど受けまして、お試し住宅を16組32名の方にご利用いただいております。また、町内の空き物件の相談等もありまして、そちらは実数ですが、43件ほど相談を受けているという報告を受けてございます。こちらが定住につながりますよう、我々も今後とも継続して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） いっぱいPR活動をやったり、お試し住宅もやったり、1億2,000万円をかけて、実際に何人かの方が富岡町に住むようになったという結果があったかどうか、その辺と、あと富岡町はこうやっているけれども、全国的にこういうような移住定住政策、これは富岡町に限らず、原発事故とか何かに限らず、少子化とか人口減少とかで成功している例ってあると思うのです。そういったところと比較して、何で富岡町は駄目なのか、その辺の分析もされているかどうか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 移住されてこられた方、実数が7件だったとは思いますが、なおこちらを確認をさせていただいて、再度報告させていただきたいと思います。

今年度にかけて、先進地も視察しております。私どもに足りないもの、そちらを見極めつつ、定住していただける方、移住していただける方、一人でも多く獲得したいと思っておりますので、今原因については、先進地と比較いたしまして、現在考察中でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 企画課長、ご報告はいいのだけれども、採決しなければならぬものだから。

○企画課長（杉本 良君） すぐ出します。

○議長（高橋 実君） 採決する前に提示してください。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） いろんな説明会を開いて、結果的に物になったという言葉はよくないかもしれないけれども、移住してもらえるようになったという組が何組かがあったとすれば、あとはほとんどが参加はしたけれども、駄目だったと。その見合わせるという人たちの富岡町を選んでもらえなかったという理由、そういったものも分析する必要があるのかなと思うのですが、富岡町の弱点というのかな、これからこういったところを見直していかなければならないというものも担当課としてはつかんでいるかどうか、それを教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） お試し住宅を利用された方々にはアンケートを書いていただいております。そちらの取りまとめも行っております、我々に至らぬ点、多々あることも確認しております。ただ、決定的に私どもがなぜ移住、定住が進まないのかというところまでは分析し切れておりませんので、今後とも利用者の声を伺いながら、改善すべき点を改善して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 同じ質問なのですが、かなりのお金をかけて、1億2,000万円のお金をかけて、この中で幾らも移住してきて、定住してくれないということは、7番議員言ったようにいろいろ問題があるのかなと思うのですが、私も富岡町に入ってきた二、三人の方、分かっているのです。各種補助金がありますから、補助金申請したらという言葉をかけると、10年の縛りはやっぱり厳しいということです。補助金が100%もらえるのであれば、1,000万円の家を購入して1,000万円もらえますから、当然するのかなと思うのですが、15%でしょう。1,000万円と仮定して、150万円のお金で、10年縛られるのは厳しいから、あと面倒だから、もう補助金申請しないという人が結構いるのです。だから、その辺も一つの問題点だと私思います。でない、あそこのお試し住宅に入って、富岡町で1泊とか2泊、3泊しないと生活の状況が分からない、自分で実際生活してみないと、富岡町がいいか悪いか分からない、多分そういう人たちは、移住はしてこないと思います。自分で細かく足を運んで、何度も見て、朝や昼、晩に、日曜日や平日とか、本当に来ようとする人はそうして自分できちっ

と調べるし、移住促進はもう全国的に言われていることですから、これは絶対やっては駄目だよというわけではないですが、もう少しきちっと見直して、予算の縮小を図ったほうが私はいいのかなと思うのですが、どうでしょう、その辺。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。内容につきましては、これからも精査して、PR等集客努めてまいりたいと思いますが、こちら今の決算書におきますと1億2,300万円という額出ておりますが、実はこの中で、移住促進の取組としてサテライトオフィスの整備も行っております。こちらの整備改修費用が約半分の6,000万円ほど入っております、お試し住宅の運営費用等につきましては、PR費込みで約3,000万円となっております。そちら申し上げさせていただいて、取組も精査して、推進してまいります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。移住、定住の促進で、各課からいろんな補助金が出たりしていますけれども、ここの移住、定住で来てくれた人が全員まだ富岡町に残っているのかどうか、それをお聞かせください。多分私の知っているところでも、何軒か空き家になったり、もう転売された方がいますので、その辺の中身どうなっているか教えてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） まず、定住を継続されている方が何人いらっしゃるかというご質問でございますが、私どもでも把握し切れございません。

なお、今年度の取組といたしまして、呼び込むだけでは定住にはつながらないと思っております、とみおかプラス等々、お試し住宅で移住された方、そういった方につきましては、個別に移住者交流会等を開催しております。移住者の方に集まっていただいて、現在抱えている悩み等、そういったものを相談していただいたり、ガス抜き場をつくって交流を図っていただきたいという思いから今年度開催しております、7月に1回、来週2回目を予定しております。そういった形なるべく町を好きになっていただいて、定住していただきたいという施策を展開してまいりたいと考えております。なお、その際に、移住されてきた方、どういった方が何名ほどいらっしゃるかというものもできる限り把握いたしまして、今後につなげたいと思っております。

なお、安藤議員のご質問でございますが、昨年度お試し住宅を利用して、町に定住された方、1件で2名の方いらっしゃいます。それと、町の施策とは別に県の移住支援金というものが出されておまして、そちらの交付者が60件、こちらは町管理ではございませんので、実数は把握できませんが、60件ほど補助金を使われているという結果が出ております。

以上、報告させていただきます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。



○9番（渡辺三男君） 中身は分かりました。ただ、毎年移住、定住してきてくれた方の把握は、やっぱりきちっとしておくべきかなと思いますので、次年度からぜひそういうことでお願いいたします。終わります。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 83ページ、区分19の扶助費で6,500万円ぐらいの不用額が出ているのですけれども、補正で7,800万円出ていて、項目が違うのかもしれないのですけれども、不用で6,500万円となっているのですけれども、この内容はどうなっていたのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） こちらにつきましては、6,500万円の不用額のうち各種給付金がございました。そちらを合わせますと4,100万円程度の不用額となっております。こちらにつきましては、財務会計上、3月補正では落とせないようなシステムになっておりますので、こういった形になってございます。そのほか、4,100万円ですので、2,400万円程度の不用額がございしますが、こちらは障がい関係の各種の自立支援給付費の不用額の総額で、約2,300万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 自立支援とか、いろいろな給付なのですけれども、当初は前年度の人数でいっていると思うのですけれども、毎年毎年結構不用額が多分給付で出ていると思うのですけれども、ある程度のところで人数の把握というのはできないのでしょうか。できたら、できたところで、ある程度事前に補正かけておいてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） まさに私も同様の疑問を持ったところではございました。ただ、この給付費の支払いなどを見ますと、介護についてもそうなのですけれども、約2か月遅れの支給をしているところがございます。請求などの集計もかかるでしょうから、2か月遅れの支払いとなっている。つまり3月補正の予算要求が1月末ということもありますので、なかなか残るもう一四半期分程度の支払いを控えた中でサービス提供できないということはまずもって避けたいこととございますし、障がい福祉サービス、介護もそうですけれども、かなりの項目に分かれております。自立支援給付費の中でも16種類のサービスをまとめた予算となっておりますので、その一つ一つを積み重ねますと、どうしてもこれぐらいの数字は残ってしまう、残したいという部分がございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 104、105ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 106、107ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 108、109ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 110、111ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 112、113ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 114、115ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 116、117ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 118、119ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 120、121ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 道路維持管理のところなのですが、道路の維持管理というのは、人が歩くところも全て維持管理に入ってくると考えているのですけれども、歩道なんかで随分歩きにくいところがあるのですけれども、その辺は昨年度を踏まえて対処しているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

町で行っております町道の維持管理で除草作業でございますが、歩道も町道の一部でございます。ですので、昨年度におきましても、そちらの除草作業はしてございます。今年度につきましては、雨が降ったり天気がよかったりで非常に伸びが早いということがあり、そこら辺については今何か対策を考えようとしているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 前年度の反省を踏まえて今年度に行くわけで、決算をするということであれば、前年度の状況で、人がどんどん増えて、散歩している人が増えている中で、やはり道路が歩きにくかったり、そういうようなことは、先ほど出た住みやすさというところから考えると非常に住みにくい状態になっていると思うので、その辺もきちっと前年度の反省を踏まえて、今年度に生かすという形を取っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、町の歩道なんかにつきましても、歩きやすいような形でできるように努めてまいりたいと思います。今年度につきましては、本当に天候が結構よかったものですから、伸びが早かったというところがございます。反省はさせていただいて、次につなげていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 124、125ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。公園整備費、こちらで工事請負費2億5,000万円ということなのですけれども、夜の森公園のことだと思うのですが、現地確認させていただいて、広くきれいになって、いいのかなと思っているところですが、今後の展開として、今行ってみても人がいない状況、私も土日とか子供を連れてくると誰もいないような状況が、たまたまかもしれないですけれども、まだ使われていない状況が多いのかなというところで、今後整備してみて、どのような展開を公園管理者としては考えているのかお教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

富岡町には、都市公園が5つございます。そちらから整備をどんどん進めていきたいと思っています。令和4年度につきましては夜の森公園、令和5年度につきましてはつつみ公園、それと岡内東公園、岡内中央児童公園というところを整備していくことで考えてございます。公園によってどのような形で整備していくかというのを考えているところでございます。遊具が必要でなければ必要でない、そういう形で整備を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど公園管理者から公園の修繕関係の説明がありました。産業振

興課としては、そこにいかに人に来ていただき、潤っていただくかということを考えておりますので、イベント等については企画し、これから整備された夜の森公園等を中心に展開してまいりたいところでございます。また、先の話であります、来年の桜まつりとかというものをきっかけに、いろいろと試しながら進めていきたいと考えて、有効に公園というものを皆さんで楽しんでいただく場を設けたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。やはり公園にはたくさんの人が集まっていただいて、そこにとどまっていたら、公園を利用していただくというのが重要なことかと思えます。復興計画でも核となる資産となっておりますので、そこに人が来ないというのは、ただ整備して、きれいにしただけでは、多分町づくりとしては駄目だと思いますので、今後人が集まる仕組みというのを考えていかなければいけないのかなと思っております。私今回現地視察させていただいて、思ったのが、とどまる仕組みというか、ゆっくりできる何かがない。子供であれば、遊具がありますけれども、大人の方にとっては、そこを有効活用というか、休憩できるような環境に何か足りないのではないかなと。自販機もないですし、そこで水分を補給するとか、そういったこともできないような環境ですので、そういったことも、災害に対応した自販機、そういったものを複数箇所設置するとか、一般質問でもさせていただきましたけれども、パークPFIという契約方法でちょっとしたカフェとかを設置して、そのカフェ経営者に公園を管理していただくとか、そういったことを検討して、町づくりとして復興計画に入っているのであれば、公園の整備だけではなくて、人がとどまるような仕組みづくり、そういったところも含めて検討していかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご指摘ありがとうございます。今言われた視点につきましては、私たちが抜けている部分がございます。そういったところを含めて企画課だったり、産業振興課だったり、イベント等も含めて検討してまいりたいと思います。実現まで時間かかるかもしれませんが、やらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） せっかく都市整備課長が言いましたので、企画課、産業振興課、総務課、順次答弁あれば。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。私どもも夜の森地区へのにぎわい創出ということと、従来夜の森地区は良好な住環境を保有しておりました。そちらの再興に向けまして核となります夜の森公園、夜の森つつみ公園、それらを一体的に考えて、いい環境で人がにぎわえるような町づくりを目指してまいりたいと思いますので、今後ともご指導よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 先ほど答弁させていただいた内容と重複する部分がございますが、既に今年度において夜の森公園を使っていこうという計画を立てさせていただきました。今決算であります。補正でも説明させていただきたいと思っております。そのような形で、いかに夜の森公園というものを皆さんに知っていただき、それから活用をこれからまた考えていただく、それは個人でもあり、団体もまた使うこともあるかと思っておりますので、広めていきたいと思っております。しかしながら、イベントになりますと、長期間のイベントはかなりきついのがありますので、単発的にはなるかもしれませんが、回数を増やしていくことが大事かと思っておりますので、これから企画をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） ただいま企画課長、産業振興課長から答弁ございましたが、総務課としてもよりよい公園とするために、協力できることは全面的に協力してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 128、129ページ。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 防犯カメラのリースについてお聞きしたいのですけれども、町内に今何台あって、前より減ってはきているのかどうか、その辺お願いします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） こちら防犯カメラのリースにつきましては、町内にある防犯のためのものがございますので、件数は変更ございません。46か所92個でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。防犯カメラの利用の仕方というか、防犯カメラに何か異常があったら感知して、それを見るのか、定期的にそれを見るのか、要するにパトロールしている方たちとのつながりというのはどのようになっているのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

こちら防犯カメラにつきましては、警察などから捜査の協力依頼があったときに内容を確認して、情報提供などを行っているものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） では、何かあったときだけ警察に提出ということなのですね。パトロールからそういうおかしなところがあるのだけれどもというのは、今まではなかったということなのですか。私は、警察よりもふだんからされている消防団等の人たちのほうが情報が必要なのではないかと思うのですが。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（遠藤博生君） お答えいたします。

防犯カメラの内容とは別にパトロールをしている方につきましては、日報等のほかに、異常があったときにはその都度連絡をいただいております。関係する各課であったりとか、関係機関との情報共有などは行っているものでございます。

防犯カメラの場所につきましては、見れば分かるのかもしれませんが、ここですという公表はしておりませんので、その内容について広く共有するようなことは今行っていないというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、130、131ページ。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） スクールバスの運行業務の委託料についてなのですが、今スクールバスは何台走っていて、何コースを運行していらっしゃるのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えいたします。

令和4年度につきましては、スクールバスが1台、デマンドバス3台で、登校が4台、7路線でございます。あと下校につきましては4台で、7路線から10路線で走行しております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 利用というのは、学校から何キロ以上という乗れる条件というのはあるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えいたします。

原則全員の方がスクールバスで登校するというような形を取っておりますので、距離での制限を設けているということはありません。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 徒歩通学というのは、学校ではまだ考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 現時点におきましては、全員基本的にはスクールバスというようなお話をさせていただいております。ただし、スクールバスの時間になかなか待ち合わせが難しいというようなお子さんがいらっしゃった場合には、そちらは数人ではございますが、徒歩で登校されているという児童もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 今バスに乗れない子は、徒歩であったり親御さんが送っていくのだと思いますが、そういった親御さんが止める駐車場というのは決まっているのですか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 今放課後児童クラブを建設している南側の駐車場を基本的に保護者の駐車場として利用していただくというような形を取っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕



- 議長（高橋 実君） 146、147ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 148、149ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 150、151ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 152、153ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 154、155ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 156、157ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 158、159ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 160、161ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 162、163ページではありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 総括というほどのものではないのですが、町営住宅と公園の現地調査、ありがとうございました、見させてもらって。町営住宅、すばらしいものになったのかなと思います。あと公園なのですけれども、全体的にすばらしい公園ができたなと思っていますが、非常に残念だったのが、先ほど副町長とも話したのですが、爪ようじみみたいな桜の木が植えてあったということで、あれだとやっぱり花が咲くまでかなりの年数がかかるのかなと思うのです。多分なかったのだと思うのですが、なかったとすれば、ああいう場合にはやっぱり1年遅らせて、新たな年度でまた見つけるという方法もあったのかなと思うのですが、その辺のいきさつを教えてください。

あと1つなのですけれども、特別養護老人ホーム、あそこの東側、多分民有地なのだと思うのだけれども、竹とか木が乱立していますよね。多分そちらに面した部屋に入っている人たちは、すごくむさ苦しい思いがあるのかなと思うのですが、そういう苦情出たことないですか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

夜の森公園の中央部にございます桜でございますが、はるかという品種でございます。こちらですけれども、東日本大震災からの復興のシンボルとして福島県に寄贈された桜であることから、夜の森公園の工事にも植栽をしてございます。開花時期がソメイヨシノよりも少し遅い4月中旬程度となっております。ですので、少し長い間花を楽しめるようにという意味合いから、このような形で整備させていただいてございます。大きくなるまでには時間が結構かかるようなところはございますが、見ておいていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど公園の中のはるかという品種の桜の話をしていただきました。正直ベースで申し上げますと、はるか、人気がございます、結構県内でも取引があるという話でございます。先ほど爪ようじという形でありましたが、あれしか調達ができなかったという部分がございます。こちらの点についてはご理解いただきたいと思ひますし、また桜についても、しっかりとこれから植樹関係を進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 後段のご質問でございます。

特養の東側の部分、民地となっております。それで、ご質問の苦情とか、そういったこととなりますが、議員と同じ内容で、環境改善をしてやったらいいのではないかなというようなお声はいただいたことはございます。今後、民地とはいえ利用者の方により快適にお過ごしいただくために、所有者の方とお話をしながら、環境改善に努めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まず、公園部分ですが、はるかという品種だということで、開花が少し遅いということで、ソメイヨシノから始まって、少しの期間長く見られるということで、すばらしい案だったのかなとは思ひますけれども、はるかに限定して太いのがなかったという捉え方なのかな。もう今までの議論は全然そっちに追いやられているような感じなのですけれども、私も何回も桜に関しては言ひていますが、やっぱり老木は思い切って切るべきだろうと。ただ、切って3年も5年も花が咲かなくては、やっぱり夜の森の桜が絶えていってしまいますので、せめて植えられるのであればポットぐらいの太さとか、次の年にすぐ花が咲く太さの木を植えられれば、最初は寂しくても、二、三年たてば追いついてくるだろうという話をよくしていたと思うのですが、今日見に行つて、あまりにも細くて非常に残念な思ひしたのです。あれあと何年後に花咲くのですか。それで、これからやっぱり桜の植樹もいっぱいしていくのかなと思うのです。今までは、もう腕の太さぐらいの立派な桜植えてありますので、次年度から全部咲いているのです。そういうことをきちっと心がけてやらないと、間が空いてしまうと寂しい思ひますので、ぜひ植えるときにはそういう努力方お願ひします。多分この品種にこだわらなかつたら、木はあつたのかなと思うのですが、その辺をもう一回お答へくださ

い。

あと、老人ホームの件なのですけれども、民有地ですから、なかなかどうにもならない部分もあろうかと思いますが、多分今だったら切れるかなと思うのです。あそこに幼稚園ですか、前は建っていたのです。幼稚園あったときにはあんまり気にならなかったのですが、すぐ脇が校庭で広がっていましたので、今見ると太陽も当たらないような状況だということで、年配の体が不自由な人が入っているには本当にむき苦しい感じするのかなと思いますので、今だったら対策を講じられるかと思うので、ぜひその辺早急に対策講じてみてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。はるかにつきましては、今産業振興課長からもありましたとおり、人気があって、品薄の状態でございます。ですので、確かに言われたとおり、限定しているものですから、細いものしか今入手できないということでございました。そういったところにつきましては、また今後行うときにはご相談させていただきながらやっていきたいと思っております。

どのぐらいで花が咲くのですかということなのですけれども、一応あの大きさでも、今年も、苗木であります。少しは花がついていたところがございます。まず木を大きくしてから花を大きくしたいという思いはございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 先ほどの答弁と同じような中身になるかと思っておりますけれども、まず所有者との協議、対話をした上で、必要な予算措置等も出てまいりますれば、そういった方向でまいりますよう努力してまいります。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。冒頭で言ったように、町営住宅も公園もすばらしく出来上がっております。町の行政で造るものですから、常にそういうことを心がけて造っていただければありがたいと思います。要望しておきます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 令和4年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法については、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。170ページをお開きいただきたいと思います。170、171ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 172、173ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 174、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 190、191ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和4年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件については、項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。198ページから209ページまで、ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 199ページの公共下水道の使用料で不納欠損と収入未済があって、下水道の未納は水道の未納も重なってくるので、結構な状況なのですけれども、これどういう人が収入未済で、どういう人が最終的に不納欠損になったのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

不納欠損でございますが、9件ございます。こちらにつきましては、アパートなんかで作業員として来られている方等がいらっしゃるしまして、もう年数がたって、出て行ってしまった、会社がなくなったなんていうことがございまして、徴収するのが非常に困難ということでこのような結果になってございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 収入未済の状況も教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 申し訳ございません。次年度に繰り越したものでございます。平成30年からのものが20件、平成31年のものが17件、令和2年が39件、令和3年度が40件、令和4年度が118件となっております。こちらについては、まだ5年経過していないものですから、今からまだできる限りの徴収を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） いなくなるというのは想定できる範囲だと思うので、こういう細かい積み重ねが下水道料金だけではなく、ほかのところにも行く可能性があるんで、ぜひともそういう人たちの追いかけるようなことを各課できちっと連絡をして、なるべく不納欠損にならないようにしていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） そちらにつきまして、全力で努力という形でしか今お答えできないのですけれども、そのような形で頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 令和4年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。216ページから227ページまで、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 令和4年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。234ページから239ページまで、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 令和4年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 258、259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 260、261ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 262、263ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 264、265ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 266、267ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 268、269ページではありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 令和4年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を



議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。276ページから285ページまで、  
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 令和4年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての  
件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件  
を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。292ページから297ページまで、  
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 令和4年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議します。

休 議 （午前11時48分）

---

再 開 （午後 零時56分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、議案第36号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第36号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを精査、調整して、必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,656万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億7,260万1,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正について説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第13款使用料及び手数料、第1項使用料99万6,000円の増額は、公設卸売市場施設使用料98万円の増、農業農村振興施設使用料1万2,000円の増、総合福祉センター使用料4,000円の増によるものです。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金1,130万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種委託に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金1,081万8,000円の増、養育医療費給付負担金48万5,000円の増によるものです。第2項国庫補助金5,537万7,000円の増額は、工業団地事業などの財源として福島再生加速化交付金2,545万7,000円の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,543万1,000円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金295万4,000円の増、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金150万円の増などによるものです。第3項国庫委託金3,119万円の増額は、公園整備の財源として福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金3,119万円の増によるものです。

第15款県支出金、第1項県負担金24万2,000円の増額は、養育医療費給付負担金24万2,000円の増によるものです。第2項県補助金472万9,000円の増額は、住民税非課税世帯に対し、世帯当たり1万円

の追加給付を行うための財源として物価高騰対応生活困窮世帯緊急事業費補助金245万9,000円の増、交付実績による定住促進住宅取得補助139万9,000円の増などによるものです。

第16款第1項財産収入4万3,000円の増額は、土地建物貸付収入4万3,000円の増によるものです。

第17款寄附金、第1項寄附金437万1,000円の増額は、指定寄附金437万1,000円の増によるものです。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金1,832万2,000円の増額は、歳入歳出予算調整による介護会計繰入金1,534万1,000円の増、国保会計繰入金185万5,000円の増などによるものです。

第2項基金繰入金4,300万円の増額は、農業基盤整備促進事業の財源として、福島再生加速化交付金基金繰入金4,500万円の繰入れに対し、事業費減に伴い、再エネ復興まちづくり基金繰入金が200万円の減となったことによるものです。

第19款繰越金、第1項繰越金4億4,594万1,000円の増額は、令和4年度歳計剰余金から翌年度へ繰り越すべき財源及び地方自治法第233条の2の規定による基金積立金を控除した4億4,594万1,000円を予算計上するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページから5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費、137万3,000円の減額は、職員給与費の整理、調整により、職員の給与費137万3,000円の減によるものです。

第2款総務費3億8,029万9,000円の増額は、第1項総務管理費において歳入歳出予算調整により財政調整基金積立金3億3,267万3,000円の増、過年度精算に係る国庫支出金等返還金4,400万円の増、職員給与費の整理、調整により給与費2,262万円の減、会計年度任用職員給与費1,496万7,000円の増などにより3億7,526万4,000円の増、第2項徴税費において職員給与費の整理、調整による給与費減により150万9,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において職員給与費の整理、調整により408万7,000円の増、標準化、共通化に係るデータクレンジングのための戸籍機器保守管理委託料211万2,000円の増などにより597万2,000円の増、第5項統計調査費において職員給与費の整理、調整による職員の給与費増による57万2,000円の増などにより3億8,029万9,000円の増額となったものです。

第3款民生費3,811万2,000円の増額は、第1項社会福祉費において介護保険及びサービス事業特別会計繰出金931万2,000円の増、住民税非課税世帯に対し世帯当たり1万円の追加給付を行うための物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業費1,672万7,000円の増などにより2,480万9,000円の増、第2項児童福祉費において低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付するための子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費154万7,000円の増、養育医療費給付事業費97万円の増などにより248万7,000円の増、第3項災害救助費において公費解体業務委託料1,000万円の増などにより1,081万6,000円の増となったことにより3,811万2,000円の増額となったものです。

第4款衛生費2,955万3,000円の増額は、第1項保健衛生費において会計年度任用職員2名増により会計年度任用職員給与費572万9,000円の増、新型インフルエンザ等感染症対策事業費1,377万2,000円の増などにより1,978万3,000円の増、第3項上水道費において上本町地内配水管布設替設計委託に係

る双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）990万円の増などにより2,955万3,000円の増額となったものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費5,538万3,000円の増額は、職員給与費の整理、調整による給与費や事務事業費の精査により農業集落排水事業特別会計繰出金278万9,000円の減、農業復興対策事業費200万円の減となる一方で、農業基盤整備促進事業費が7,000万円の増になったことなどによるものです。

第7款商工費、第1項商工費4,847万4,000円の増額は、会計年度任用職員給与費が324万8,000円の減となる一方で、工業団地事業費4,256万4,000円の増、桜まつり事業460万円の増となったことなどによるものです。

第8款土木費4,436万円の増額は、第4項都市計画費において夜の森つつみ公園復旧等に係る公園整備費3,700万円の増、事務事業精査による公共下水道事業特別会計繰出金734万4,000円の増により4,434万4,000円の増、第5項住宅費においては、過年度還付金の増による1万6,000円の増などにより4,436万円の増額となったものです。

第9款消防費、第1項消防費281万8,000円の増額は、防災パンフレット作成等に係る防災事務諸経費219万1,000円の増などによるものです。

第10款教育費2,909万4,000円の増額は、第1項教育総務費において職員給与費の整理、調整により給与費376万円の増、会計年度任用職員給与費707万円の増などにより1,083万5,000円の増、第2項小学校費、第3項中学校費においては、コピー機保守委託料の減によりそれぞれ15万4,000円、16万3,000円の減、第4項幼稚園費は職員給与費の整理、調整により給与費1,366万2,000円の増、会計年度任用職員給与費498万5,000円の減により867万7,000円の増、第5項社会教育費は職員給与費の整理、調整により給与費1,225万2,000円の増、会計年度任用職員給与費333万6,000円の減、施設の修繕等に係る施設管理費59万3,000円の増などにより955万7,000円の増、第6項保健体育費は、生涯スポーツ振興事業費33万円の増などによる34万2,000円の増により2,909万4,000円の増額となったものです。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費1,015万6,000円の減額は、職員給与費の整理、調整により給与費1,015万6,000円の減によるものです。

次に、第2表、債務負担行為について説明いたします。6ページを御覧ください。令和6年度の年度開始前に委託契約を締結するため、総合福祉センター施設管理委託、地域交流館施設管理委託、共生型サポート拠点施設施設管理委託、認定こども園給食業務委託の4件について、期間を令和6年度から令和8年度まで、限度額をそれぞれ7,500万円、1億500万円、2億9,250万円、7,500万円として新たに債務負担行為を設定するものです。

以上が令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きいただきたいと思います。10、11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 38、39ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 40、41ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 42、43ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 44、45ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 46、47ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 49ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 50、51ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 52、53ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 54、55ページありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

- 8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

私が聞きたいのは、コロナの接種券について、今日からワクチン接種が始まったのですが、前回の6回目以前について、接種券をもらってもやらなかった方については、接種券自体が届いていなかったり、どういう対応をしていいか分からない方も出ていると思うのですが、そういう対応策プラス、もし今回再発行が利くのであれば、再発行したときに、今回の20日から始まったコロナ接種に間に合うかどうか、この2点教えてください。

- 議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） ご質問の今年度の秋開始接種の新型コロナワクチン、こちらにつきましては、全国において本日から開始されております。町内におきましても、とみおか診療所と富岡中央医院の2か所で接種を開始しておりますところでございます。町内での接種を希望される方につきましては、電話またはウェブにて予約をしていただくように町ホームページでのご案内をしておりますところでございます。

ご質問の接種券につきましては、使用していない接種券がお手元にある方につきましては、その接種券を使用して接種を受けるように、こちらも町ホームページで周知をしているところです。紛失等によりまして接種券のない方、こちらにつきましては、接種券の再発行が可能であること、こちらも町のホームページで周知をしているところですが、ワクチン接種が本日から始まっておりますことは報道機関を通じて皆様には周知されておられると思われますので、接種券のない方からは町に問合せが来るものと想定しております。

また、再発行の申請があれば、その日のうちに接種券が再発行可能となっておりますので、再発行されれば、すぐに予約が可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。内容的には分かったのですが、ただ再発行をする方が多く出た場合、なかなか期間中に間に合わないとか、そうなった場合、今回以外のものについては、国はまだはっきり予定を決めていないと思うのですが、そういう方に対しての対応策は考えていますか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） 現在接種券の再発行につきましては、スムーズに行われているところでございます。その後の予約状況につきましても、例えば本日接種券を再発行していただいて、予約を入れていただくと仮定しましても、今週についても空きがあるような状況でございます。町内での接種につきましては、10月27日までとなっておりますので、接種を希望される方につきましては、お早めの接種をお願いしたいところでございます。これ以降、次年度以降の接種体制につきましては、まだ国から我々に何も周知されておられませんので、今後そういった情報が入りましたら、皆様方にお知らせをするようなことで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 令和5年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第37号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度事業確定に伴う国庫支出金等返還金の増額などにより、歳入歳出それぞれ2億8,981万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ25億7,299万9,000円とするものであります。

59ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第4款県支出金、第1項県補助金8万4,000円を増額は、特別交付金のうち特別健康診査等分の前年度事業確定に伴う交付額の増によるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金19万4,000円を増額は、人事異動に伴う職員給与費等繰入金の増によるものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金は、令和4年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金2億8,953万4,000円を増額するものであり、歳入合計2億8,981万2,000円を増額補正となるものであります。

60ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費19万4,000円を増額は、第1項総務管理費において職員給与費19万4,000円を増によるものでございます。

第3款保健事業費79万3,000円を増額は、第1項特定健康診査等事業費において清掃委託料1万3,000円を増額、第2項保健事業費において特定健康診査等に係るアンケート発送料及び返送料としての通信運搬費74万円の増額などによるものでございます。

第6款諸支出金625万6,000円を増額は、第1項償還金及び還付加算金において、前年度事業確定に伴い、特例補助金等に返還が生じたことにより国庫支出金等返還金440万1,000円を、第2項繰出金において前年度繰入金精算に係るルール分の返還金として一般会計繰出金185万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第7款予備費において2億8,256万9,000円を増額し、歳出合計2億8,981万2,000円を増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を25億7,299万9,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。64ページから73ページまでございせんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 令和5年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第38号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,074万円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,006万6,000円とするものであります。

77ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、受益者負担金実賦課額に合わせて15万1,000円を増額。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、交付決定額に合わせて1,061万5,000円の減額。

第4款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算の調整により734万4,000円を増額。

第5款繰越金、第1項繰越金において、令和4年度事業費の確定による歳計剰余金1,386万円を増額し、歳入総額として1,074万円の増額補正を行うものであります。

次に、78ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。まず、第1款事業費、第1項下水道事業費として、公共下水道維持管理費において処理場維持管理費の増額、人事異動に伴う給与費

の精査により1,074万円の増額補正を行うものであります。

次に、79ページを御覧ください。債務負担行為の設定についてご説明いたします。令和6年度から令和8年度までの処理場維持管理委託料において、双葉町、浪江町と共に3町にて長期維持管理に係る委託費であり、限度額として1億4,100万円を債務負担行為として設定するものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。84ページから93ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 令和5年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、議案第39号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,702万6,000円とするものであります。

97ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金、第1項分担金において、受益者負担金実賦課額に合わせて2万8,000円の増額。

第4款繰入金、第1項繰入金において、歳入歳出予算の調整により278万9,000円の減額。

第5款繰越金、第1項繰越金において、令和4年度事業費の確定による歳計剰余金976万1,000円を増額し、歳入総額として700万円の増額補正等を行うものであります。

次に、98ページを御覧ください。歳出については、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費において、集落排水災害復旧事業費における委託費700万円の増額をすることにより、歳出総額として700万円の増額補正を行うものであります。

次に、99ページを御覧ください。債務負担行為の設定についてご説明いたします。公共下水道事業と同じになりますが、令和6年度から令和8年度までの処理場維持管理委託料において、双葉町、浪江町と共に3町にて長期維持管理に係る委託費であり、限度額として4,000万円を債務負担行為として設定するものです。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。104ページから109ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 令和5年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第40号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、主に令和4年度の決算に伴い、本年度への繰越金の額が確定したこと及び介護保険給付費の増額に伴う国庫支出金などの増額により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,490万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億3,697万9,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。113ページを御覧ください。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金において、住宅改修の件数増により介護給付費負担金で46万8,000円を増額するものです。

第2項国庫補助金では、住宅改修の件数増により調整交付金で75万3,000円、災害臨時特例補助金で15万9,000円をそれぞれ増額し、合わせて91万2,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金では、住宅改修の件数増により介護給付費交付金現年分として63万1,000円及び前年度追加交付分として過年度分102万7,000円を増額することにより165万8,000円を増額するものです。

第5款県支出金、第1項県負担金において、住宅改修の件数増により介護給付費交付金で29万1,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計より住宅改修の件数増による保険者負担分29万8,000円及び職員給与費等901万4,000円をそれぞれ増額するため、一般会計繰入金を931万2,000円増額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金では、令和4年度の決算により繰越金の額が確定したため、8,226万8,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において9,490万9,000円増額し、歳入予算総額を18億3,697万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。114ページを御覧ください。第1款総務費の901万4,000円の増額は、第1項総務管理費のうち、介護システム改修委託料として250万8,000円、職員及び会計年度任用職員給与費を650万6,000円それぞれ増額したことによるものです。

第2款保険給付費においては、住宅改修の件数増により、第1項介護サービス等諸費で150万円、第2項介護予防サービス等諸費で110万円それぞれ増額するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、令和4年度決算により介護給付費準備基金積立金として3,027万6,000円を増額するものです。

第5款諸支出金の5,301万9,000円の増額は、令和4年度決算により第1項償還金及び還付加算金において、国庫支出金等の返還金として3,767万8,000円、第2項繰出金において、介護給付費及び職員

給与費等の一般会計繰出金として1,534万1,000円をそれぞれ増額するものです。

以上のことから、歳出において9,490万9,000円増額し、歳出予算総額を18億3,697万9,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。118ページから132ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 令和5年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒澤真也君） それでは、議案第41号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ56万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を5,811万3,000円とするものでございます。

135ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第4款繰越金、第1項繰越金

において、令和4年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金56万2,000円を増額するものであり、歳入合計56万2,000円の増額補正となるものでございます。

136ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第3款諸支出金、第2項繰出金56万円の増額は、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するためのものでございます。

第4款予備費において2,000円を増額し、歳出合計56万2,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を5,811万3,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。140ページから143ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 令和5年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（飯塚裕之君） 議案第42号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、令和4年度の決算に伴い、繰越金の額が確定したことによる繰越金の補正であり、

歳入歳出予算をそれぞれ56万6,000円増額し、歳入歳出予算総額を971万1,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。147ページを御覧ください。第3款繰越金、第1項繰越金において、令和4年度の決算により確定した繰越金56万6,000円を増額し、歳入予算総額を971万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。148ページを御覧ください。第2款諸支出金、第1項繰出金において、令和4年度の繰越金が確定したことにより一般会計繰出金として56万6,000円を増額し、歳出予算総額を971万1,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。152ページから155ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 令和5年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、2時5分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時52分）

---

再開 (午後 2時01分)

○議長(高橋 実君) では、再開いたします。

---

○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

[総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○総務文教常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第27号、令和5年9月20日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月20日午後1時54分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

[産業厚生常任委員会委員長(安藤正純君)登壇]

○産業厚生常任委員会委員長(安藤正純君) 報告第28号、令和5年9月20日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月20日午後1時54分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。



記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

4番、渡辺正道君。

〔議会運営委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡辺正道君） 報告第29号、令和5年9月20日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、9月20日午後1時55分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会広報特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第30号、令和5年9月20日、富岡町議会議長、高橋実様、議会広報特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月20日午後1時57分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第31号、令和5年9月20日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月20日午後1時58分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会の委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。  
よって、委員長報告のとおり決しました。

---

○動議の提出

〔議長、1番〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔賛成〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

これをもって令和5年第4回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 2時14分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和5年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 高 野 匠 美

議 員 遠 藤 一 善